

千葉県大規模災害時
応援受援計画
マニュアル編

平成28年3月策定
令和5年3月修正

千葉県

目次

第1章 総論	
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
第2章 広域防災拠点を活用・経由した受援	
第1節 総論	2
1 本章の目的	2
2 派遣要請	3
(1) 自衛隊	3
(2) 消防（緊急消防援助隊）	3
(3) 警察（警察災害派遣隊）	4
(4) DMAT	4
3 全体タイムライン	5
4 広域防災拠点の考え方	6
(1) 広域防災拠点とは	6
(2) 広域防災拠点の利用機関等	6
(3) 広域防災拠点の運用方針	6
(4) 協定の締結	7
5 広域防災拠点の開設	7
(1) 広域防災拠点開設の判断基準	7
(2) 初動体制	7
(3) 県による職員の派遣等	8
(4) 拠点の開設準備	8
6 広域防災拠点の運営	9
7 広域防災拠点の閉鎖	10
8 広域防災拠点設置に要した経費の負担等	10
(1) 県による経費の負担等	10
(2) 広域防災拠点施設の利用により損害が発生した場合の取扱	10
第2節 応援受入行動計画	11
1 救援部隊受入	11
(1) 応援受入行動タイムライン	11
(2) 広域防災拠点開設フロー	12
(3) 拠点の選定	13
(4) 拠点の開設	20
(5) 職員の派遣	21
(6) 施設管理者への情報提供	21
(7) 広域防災拠点の再選定等	21
(8) 拠点の閉鎖及び施設の状況確認	22

2	医療救護活動受入	23
	(1) 応援受入行動タイムライン	23
	(2) 医療救護活動における広域防災拠点	23
	(3) 医療チーム派遣要請	24
	(4) 情報共有	24
	(5) 救援部隊との調整及び連携	24
	(6) 職員の派遣	25
	(7) 応援受入行動フロー	25
3	救援物資受入	26
	(1) 応援受入行動タイムライン	26
	(2) 県物資集積拠点の選定	26
	(3) 拠点の開設	27
	(4) 職員の派遣	28
	(5) 施設の利用調整	28
	(6) 施設の運用	28
	(7) 拠点の閉鎖及び施設の状況確認	28
	(8) 応援受入行動フロー	29
4	ボランティア受入	30
	(1) 応援受入行動タイムライン	30
	(2) 拠点開設の判断	30
	(3) 拠点の開設	32
	(4) 職員の派遣	32
	(5) 広域防災拠点施設利用に係る調整	32
	(6) 拠点の閉鎖及び施設の状況確認	32
第3章 人的応援・受援		
第1節	総論	34
1	本章の目的	34
2	本章が対象とする人的応援・受援	34
	(1) 対象業務	34
	(2) 対象時期	34
3	本章の位置付け	34
4	用語の定義	35
5	市町村における受援体制の整備	36
第2節	県内被災の場合における人的応援・受援	37
1	基本方針	37
2	応援要員等名簿	37
3	県災害対策本部における人的応援・受援体制	37
	(1) 災害対策本部事務局における体制	37
	(2) 災害対策本部各部各班における体制	38
	(3) 災害対策本部支部における体制	38
4	応援・受援の判断基準	38

5	応援・受援手続	38
(1)	応援・受援手続タイムライン	38
(2)	市町村行政機能チェックリストの報告	40
(3)	応援要請の受付及び支援ニーズの把握	40
(4)	応援職員の確保	41
(5)	応援職員の動員	42
(6)	応援職員の状況把握	43
(7)	応援職員の交代	43
(8)	応援職員の増減、撤収	44
6	受援に係るスペースの確保	44
第3節	県外被災の場合における人的応援	45
1	基本方針	45
2	事前準備	45
(1)	先遣隊の候補者の事前選定	45
(2)	派遣希望市町村の意向調査	45
3	応援方針・応援状況等の共有	45
4	応援手続	45
(1)	応援手続タイムライン	45
(2)	支援ニーズの把握	47
(3)	応援職員の確保	47
(4)	応援職員の動員	48
(5)	応援職員の状況把握	48
(6)	応援職員の交代	48
(7)	応援職員の増減、撤収	49
第4節	費用負担	50
第4章	その他	
1	支援ヘリコプターの受入	51
(1)	ヘリコプターの運用調整	51
(2)	ヘリベースの確保	51
(3)	ヘリコプター臨時離発着場の確保	51
(4)	空域統制	51
(5)	燃料補給	51
2	支援ヘリコプターの安全確保	51
別表	＜応援受援業務及び担当部署＞	52
千葉県大規模災害時応援受援計画	様式	57
様式1	広域防災拠点施設開設に係る連絡先一覧（県有施設）	59
様式2	広域防災拠点施設開設に係る連絡先一覧（市町村有施設）	60
様式3	広域防災拠点施設状況報告書	61
様式4	千葉県広域防災拠点開設要請書	62
様式5	千葉県広域防災拠点閉鎖通知書	63
様式6	市町村行政機能チェックリスト	64

様式 7-1	応援要請書.....	65
様式 7-2	応援要請内訳書.....	66
様式 8	応援依頼書.....	67
様式 9-1	応援回答書.....	68
様式 9-2	応援等内訳書.....	69
様式 10	活動日報.....	70
様式 11	応援状況等報告書.....	71

千葉県大規模災害時応援受援計画 カルテ編

第1章 総論

1 計画の目的

「千葉県大規模災害時応援受援計画」（以下「本計画」という。）は、本県において大規模災害が発生した場合に、県外からの自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアを広域防災拠点において受け入れるための、また、避難所運営や罹災証明書の交付等を応援する職員を受け入れるための体制等を整えておくこと、併せて、県外で大規模災害が発生した場合に、職員を派遣するための体制等を整えておくことで、被災地支援に資することを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、国の「防災基本計画」に定めのある受援計画であり、千葉県地域防災計画を具体化する計画である。

第2章 広域防災拠点を活用・経由した受援

第1節 総論

1 本章の目的

本章は、本県において今後発生が懸念されている首都直下地震等による大規模災害が発生した場合を想定し、県外からの自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアを受け入れるため、広域防災拠点を選定、運用するための手順等を具体的に定めることを目的とする。

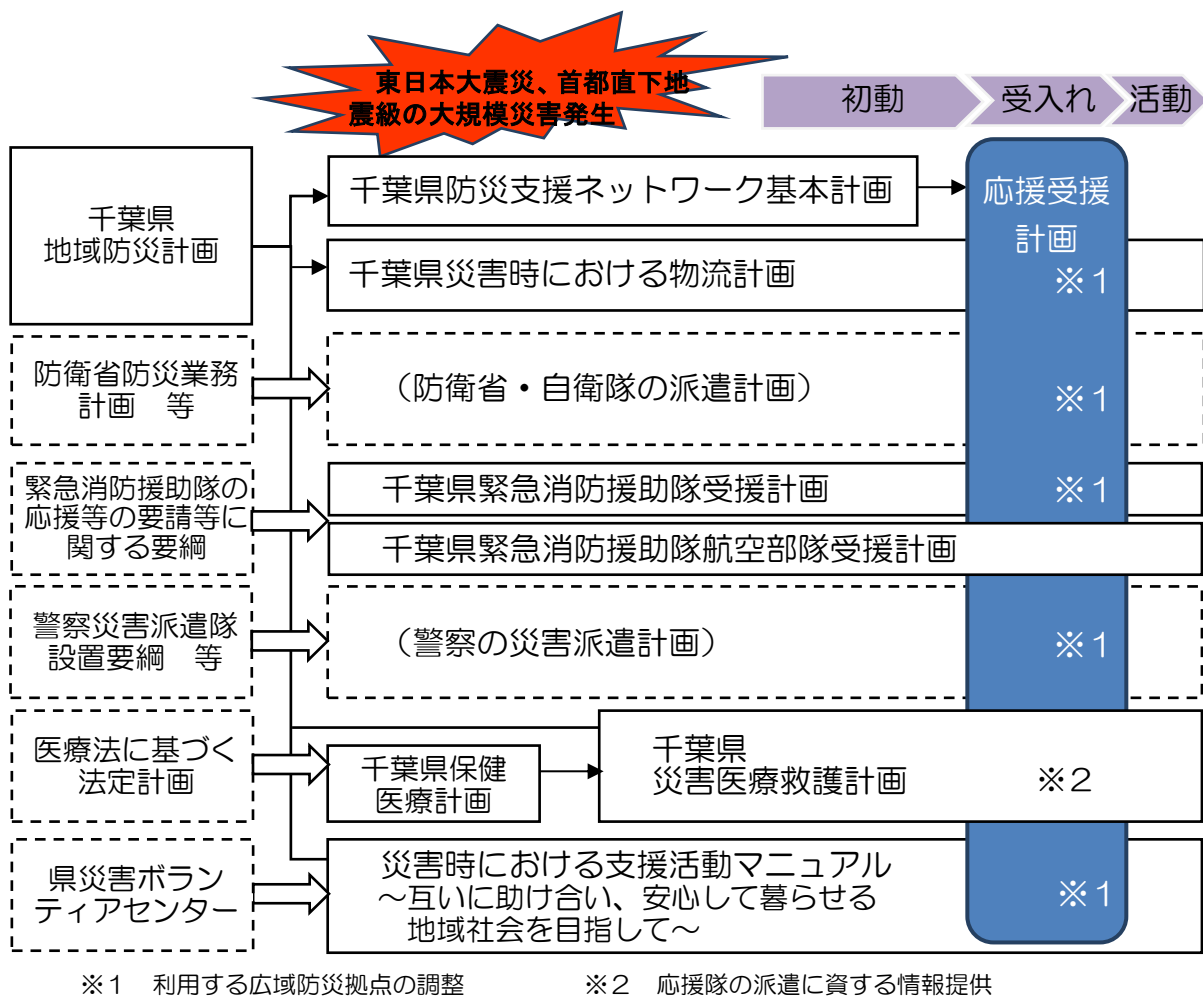


図1 大規模災害時応援受援計画の位置付け

2 派遣要請

(1) 自衛隊

自衛隊の災害派遣は、知事から要請を行い、必要と判断される場合に実施される。また、特に緊急性が高く知事等の要請を待つ時間が無い場合には、自衛隊から自主的に派遣される。

本県へ自衛隊の災害派遣が行われる場合、県災害対策本部は、本計画に基づき広域防災拠点の開設を検討し、広域防災拠点の開設が決定した場合には、部隊に対し拠点の情報を通知する。

ア 知事による災害派遣要請

知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、県災害対策本部から自衛隊（原則として陸上自衛隊第一空挺団長）に災害派遣を要請する。この際、県内に震度6強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。

また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村から要請を受けた場合も同様とする。

イ 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、又は自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合にも、自衛隊の災害派遣が実施される。

(2) 消防（緊急消防援助隊）

緊急消防援助隊の応援要請は、知事から消防庁長官に対して行う。また、災害の規模等に照らして緊急を要し、知事等の要請を待つ時間が無い場合には、消防庁長官が緊急消防援助隊の派遣を決定する。

本県へ緊急消防援助隊の派遣が行われる場合、県災害対策本部は、本計画に基づき広域防災拠点の開設を検討し、広域防災拠点の開設が決定した場合には、県消防応援活動調整本部を通じ、部隊に対して拠点の情報を通知する。

ア 知事による応援要請

知事は、市町村から応援要請を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁長官へ応援要請を行う。

また、被災地の市町村長から要請がない場合であっても、代表消防機関（千葉市消防局）又は代表消防機関代行（船橋市消防局）等と協議し、緊急

消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁長官に対して応援要請を行う。

イ 知事が要請するいとまがない場合等における緊急消防援助隊の派遣

災害の規模等に照らして緊急を要し、知事等の要請を待つ時間が無い場合には、消防庁長官の判断で緊急消防援助隊の派遣が実施される。

ウ 千葉県消防応援活動調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部を設置する。なお、被災地が1つの場合であっても、知事が必要と認める場合は、消防応援活動調整本部を設置する。

(3) 警察（警察災害派遣隊）

警察災害派遣隊の派遣の要求は、千葉県公安委員会が、警察庁又は他の都道府県警察に対して行う。

警察災害派遣隊は、被災者の救出活動や緊急交通路の確保等の業務に従事する広域緊急援助隊等の即応部隊と、捜索・警戒警ら、交通整理・規制、パトロール等の業務に従事する一般部隊とに分かれるが、本計画では主に即応部隊の受入を想定している。

本県へ警察災害派遣隊の派遣が行われる場合、県災害対策本部は、本計画に基づき広域防災拠点の開設を検討し、広域防災拠点の開設が決定した場合には、部隊に対して拠点の情報を通知する。

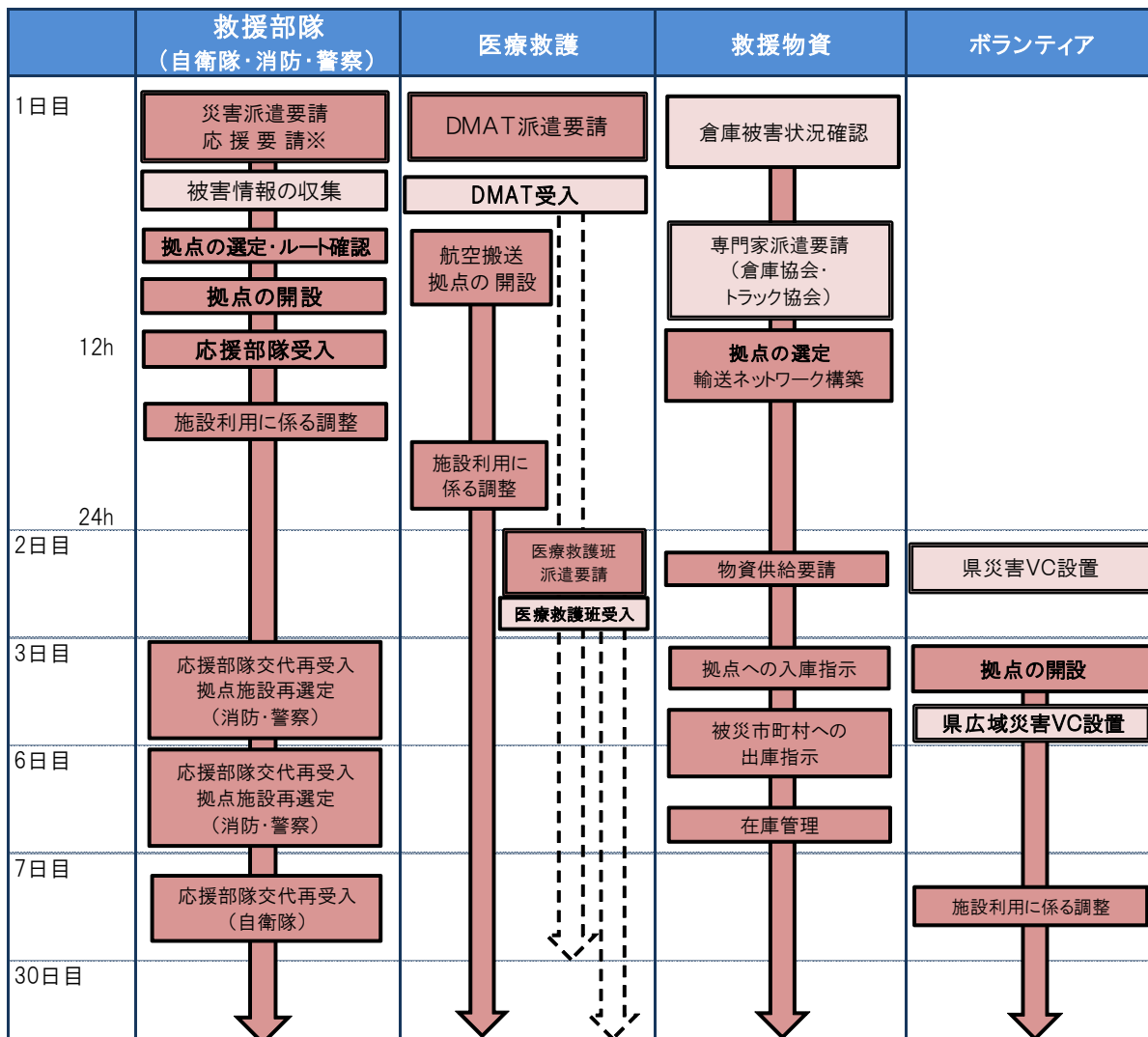
(4) DMAT

DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣要請は、知事から厚生労働省DMAT事務局及び他の都道府県へ行われる。

本県へのDMATの派遣が行われる場合、県災害医療本部内に設置されるDMAT調整本部は、DMAT活動拠点本部の設置を検討し、DMAT活動拠点本部を設置する災害拠点病院が決定した場合には、DMATに通知する。

3 全体タイムライン

本タイムラインは、大規模災害時に県が救援部隊、医療救護、救援物資、ボランティア等の応援を受け入れるために取るべき行動を整理したものである。



※警察の災害派遣隊の援助の要求は県公安委員会から実施される。

図2 全体タイムライン

4 広域防災拠点の考え方

(1) 広域防災拠点とは

本計画において広域防災拠点とは、救援部隊となる災害時派遣機関が実施する応急活動の展開拠点、あるいは救援物資の中継拠点等の災害救援機能を果たすために県があらかじめ指定する施設をいう。

県では、既存の施設を広域防災拠点に指定し、それらを相互に連携させることにより速やかに被災地への支援体制を整え、柔軟かつ迅速に支援活動を行うことができる分散連携型拠点を基本とする体制としている。

(2) 広域防災拠点の利用機関等

大規模な災害が発生した場合に県外から広域防災拠点に受け入れる関係機関等は表1のとおりである。

表1 広域防災拠点と利用機関

広域防災拠点の利用機関		広域防災拠点の機能
救援部隊	自衛隊	・ 後方支援機能 ・ ベースキャンプ機能
	消 防 【緊急消防援助隊】	
	警 察 【警察災害派遣隊】	
医療救護【DMAT】		・ 後方支援機能 ・ ドクターヘリ活動支援機能
救援物資		・ 県物資集積拠点 (一次物資拠点)
ボランティア		・ 広域災害ボランティアセンター (市町村災害ボランティアセンターの機能代替及び支援)

※ 救援部隊及びボランティアの広域防災拠点については、同一の施設に開設する場合がある。

(3) 広域防災拠点の運用方針

県は、大規模な災害が発生し、広域防災拠点を開設する必要性が生じた場合には、施設管理者と協議・調整を行い、当該施設を広域防災拠点として利用する。

また、県及び施設管理者は、災害発生時に広域防災拠点を的確に運用できるよう、平常時から施設の利用方法、情報連絡手段及び連絡先等について確認しておくものとする。

(4) 協定の締結

市町が所有する施設を広域防災拠点として利用するにあたっては、あらかじめ市町と協定を締結し、具体的な運用方法や経費の取扱い等について定めることとする。

5 広域防災拠点の開設

(1) 広域防災拠点開設の判断基準

地震等により県内に甚大な被害が発生し、国において「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置された場合を本計画に基づく広域防災拠点の開設の目安とし、県災害対策本部が関係機関への応援要請等の状況を勘案して広域防災拠点開設の判断をする。

また、国において「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置されない場合であっても、県内で甚大な被害が発生した場合には、同様に広域防災拠点を開設するものとする。

なお、本計画に基づく広域防災拠点は、基本的に千葉県内の被災地に対する支援を行うために開設されるものであるが、隣接都県等で大規模災害が発生した場合等においても、必要に応じて開設することとする。

(参考)

○国における「非常災害対策本部（災害対策基本法第24条）」の設置の考え方等

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき、内閣総理大臣によって設置される。

※設置実績：令和元年東日本台風（令和元年）、令和3年7月1日からの大雨（令和3年）等

○国における「緊急災害対策本部（災害対策基本法第28条の2）」の設置の考え方等

著しく異常かつ激甚な非常被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認められたとき、内閣総理大臣によって設置される。

※設置実績：東北地方太平洋沖地震（平成23年）

(2) 初動体制

ア 開設準備、拠点開設可否の確認等

広域防災拠点の開設基準に該当する大規模な災害が発生した場合には、県災害対策本部は、開設の候補となる広域防災拠点施設の緊急時対応者と連絡体制を確保するとともに、候補となる施設に対して被害状況、避難場所としての使用状況、施設使用の可否等を確認する。

なお、市町村所有施設を拠点として開設する場合の連絡及び要請は、原則各市町村災害対策本部を通じて行うこととする。

【様式3 広域防災拠点施設状況報告書】

イ 拠点開設の調整、要請手続等

県災害対策本部は、広域防災拠点を開設するときは、施設管理者（市町所有施設にあっては、原則市町災害対策本部）に対して口頭又は電話でその旨を伝達の上、メール、FAX、文書等により要請する。

【様式4 千葉県広域防災拠点開設要請書】

ウ 施設管理者の協力

施設管理者は、県災害対策本部からの要請を受け、施設の開錠、施設利用者への告知等を行い、広域防災拠点の利用機関である、自衛隊・警察・消防の救援部隊、千葉県災害ボランティアセンター連絡会及び救援物資（以下「救援部隊等」という。）が到着した後は、救援部隊等に対して使用区域、利用可能施設等を示し、拠点の円滑な運営に協力する。

エ 防災関係機関等への連絡等

県災害対策本部は、広域防災拠点を開設した場合には、県災害対策本部へ派遣された各機関の連絡員等を通じ、本県へ救援部隊等を派遣又は支援する防災関係機関等の長に対し、施設名称、施設の所在等を明らかにして、広域防災拠点の利用可能状況等を連絡する。

また、県災害対策本部は、防災関係機関等が派遣する救援部隊等の進出場所や規模等の情報を広域防災拠点施設の施設管理者に連絡する。

（3）県による職員の派遣等

県災害対策本部は、広域防災拠点（災害拠点病院等一部施設を除く。以下（4）拠点の開設準備、6 広域防災拠点の運営、7 広域防災拠点の閉鎖においても同様とする。）を開設した場合には、広域防災拠点として指定した施設の所在する県災害対策本部支部職員又は県災害対策本部事務局職員（以下「派遣職員」という。）を連絡調整等のために派遣する。

派遣職員は、県災害対策本部から必要事項の伝達を受けた後、指定された広域防災拠点において施設利用に係る調整に当たるとともに、施設管理者と協力して部隊等へ使用区域、利用可能施設等の案内を行う。

また、県災害対策本部からの連絡を受け、県災害対策本部から施設管理者への情報提供等を行う。

（4）拠点の開設準備

ア 施設利用の中止及び立入制限

施設管理者は、施設利用者がいる場合には、施設内への掲示や呼びかけ等により、施設の利用中止を周知するとともに、近隣の避難所又は当該施設内の一定の場所等に誘導するなどして施設利用者の安全を確保する。

また、施設管理者は、広域防災拠点の開設及び施設利用者の施設利用を中止する旨を施設入口等に掲示し、関係者以外の施設への立入を制限する。

イ 施設利用区域の設定等

施設管理者は、広域防災拠点施設内に救援部隊等の利用区域等を設定するとともに、必要に応じて派遣職員と連携し、可能な範囲で施設利用の案内等に協力する。

ウ 連絡体制の確保

(ア) 派遣職員は、広域防災拠点施設の電話、メール、FAX、県の衛星携帯電話等を利用して県災害対策本部と連絡を取るための体制を確保する。

(イ) 災害時の連絡体制を確保するため、県と各施設管理者は、情報通信手段及び連絡先等について、あらかじめ「連絡先一覧」を整備しておくものとする。

【様式1 広域防災拠点施設開設に係る連絡先一覧（県有施設）】

【様式2 広域防災拠点施設開設に係る連絡先一覧（市町村有施設）】

エ 利用可能な設備・備品の利用等

広域防災拠点施設の設備・備品等の貸出・提供等について救援部隊等からの要求があった場合には、派遣職員が施設管理者と調整の上、可能な範囲で協力を得ることとする。

6 広域防災拠点の運営

広域防災拠点施設内における施設を利用する救援部隊等との連絡・調整、施設利用に係る便宜供与に係る施設管理者との調整については、派遣職員が実施する。

施設を利用する救援部隊等の移動や変更等、全施設に関わる対応や広域防災拠点間の調整については、県災害対策本部が判断を行い、各派遣職員へ指示する。

（表2）

ただし、支援ゾーン内における広域防災拠点間の軽微な調整については、県災害対策本部の指示を待たずに各派遣職員間で調整の上対応を実施し、その結果を県災害対策本部に報告する等、柔軟に対応する。

表2 主な調整内容と担当区分

調整範囲	調整担当者	主な調整事項等
広域防災拠点施設内	派遣職員	・ 施設の共用部分の調整 ・ 施設内のルール運用等
広域防災拠点施設間	県災害対策本部	・ 施設利用部隊の移動、変更 ・ 全施設に関わる対応等

7 広域防災拠点の閉鎖

県災害対策本部は、おおむね広域防災拠点を利用する災害応急対策活動を終了したと認める場合には、広域防災拠点を閉鎖することとし、施設管理者に対して、速やかにその旨を連絡して閉鎖に向けた調整を行う。

なお、市町へ施設の閉鎖を通知する場合は、「様式5 千葉県広域防災拠点閉鎖通知書」により行う。

また、施設を利用した救援部隊等が撤収する際には、派遣職員、施設管理者、救援部隊等が立ち合いの下、施設の状況等を確認する。

【様式5 千葉県広域防災拠点閉鎖通知書】

8 広域防災拠点設置に要した経費の負担等

(1) 県による経費の負担等

広域防災拠点施設の利用に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令や協定等に基づいて、国、県、市町及び防災関係機関が協議の上、適切に負担配分を行う。

(2) 広域防災拠点施設の利用により損害が発生した場合の取扱

広域防災拠点施設の利用により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、原則として県の経費負担により原状回復を行うこととし、原状回復の方法等は、県と施設所有者が協議の上、決定する。

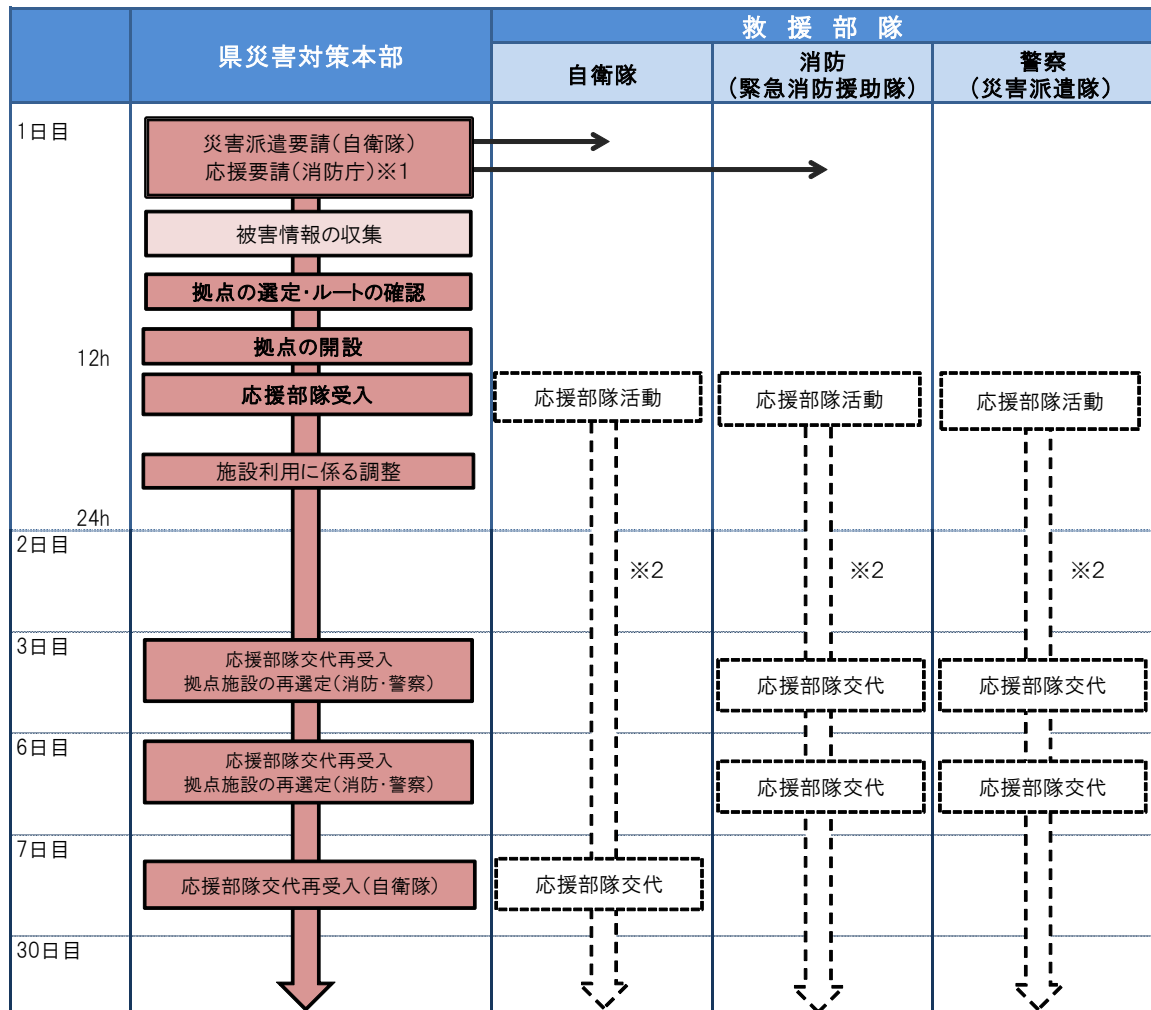
なお、広域防災拠点施設の損害が救援部隊等の故意又は重大な過失によるものと認められる場合には、県は、当該施設の原状回復に係る費用について、当該損害を与えた救援部隊等に対し、負担を求めることができるものとする。

第2節 応援受入行動計画

1 救援部隊受入

(1) 応援受入行動タイムライン

県災害対策本部は、以下のタイムラインに基づいて、救援部隊の受入を行う。

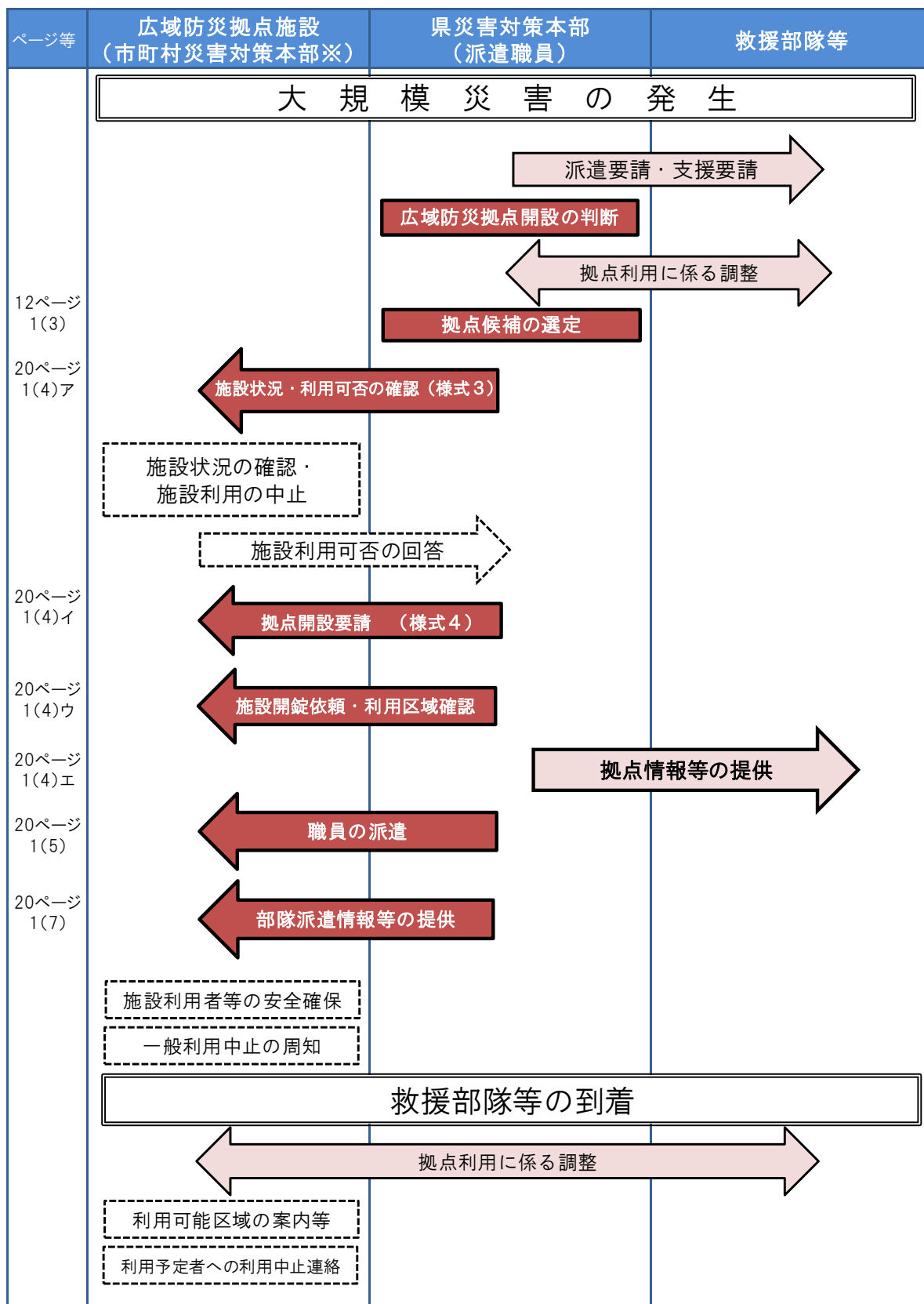


※1 警察の災害派遣隊の援助の要求は県公安委員会から実施される。

※2 自衛隊については1週間、消防・警察については3日で部隊の交代が行われることを想定。

図3 救援部隊受入タイムライン

(2) 広域防災拠点開設フロー



※ 市町村有の広域防災拠点施設の開設にあたっては、当該市町村の災害対策本部を通じて連絡を行う。

図4 広域防災拠点開設フロー

(3) 拠点の選定

県災害対策本部応急対策班は、広域防災拠点の開設を決定した場合に被災パターンに応じて広域防災拠点を選定し、最寄インターチェンジから拠点までのルートを確認する（図5参照）。

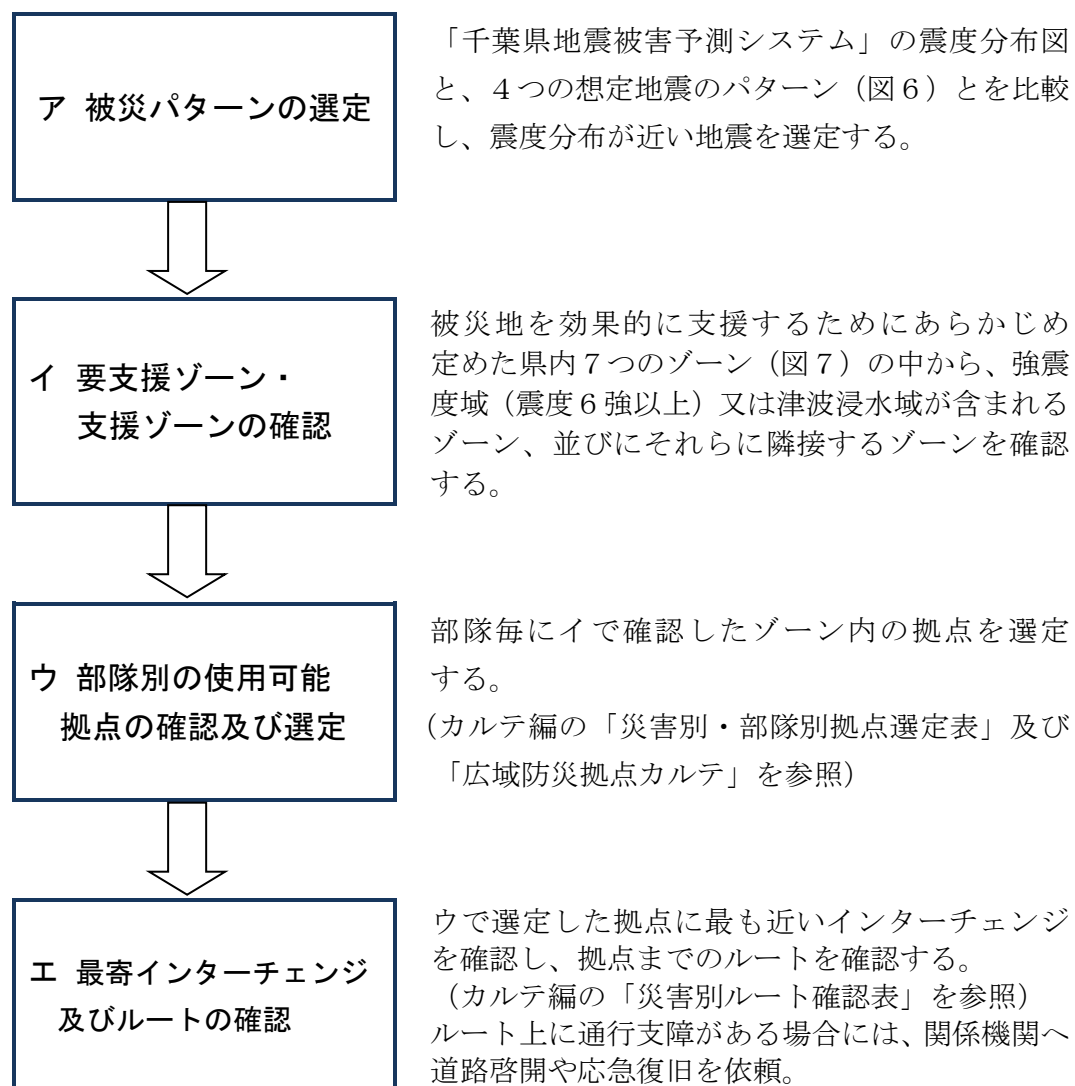


図5 拠点選定フロー

ア 被災パターンの選定

まず、「千葉県地震被害予測システム」の震度分布図から、4つの想定地震のパターンうち、震度分布が近い地震のパターンを選定する。

なお、本計画においては、広域防災拠点の開設が必要となる想定地震として、平成19年度に県が実施した地震被害想定調査における「東京湾北部地震」、「元禄地震」、平成25年度に国の中央防災会議から発表された首都直下地震被害想定における「成田空港直下地震」、「大正関東地震」、の4地震のパターンを想定する。

4地震のパターンのうち、津波の発生を伴うのは、大正関東地震と元禄

地震であり、大正関東地震は地震と津波の複合ケースとし、元禄地震は津波のみを考慮する。

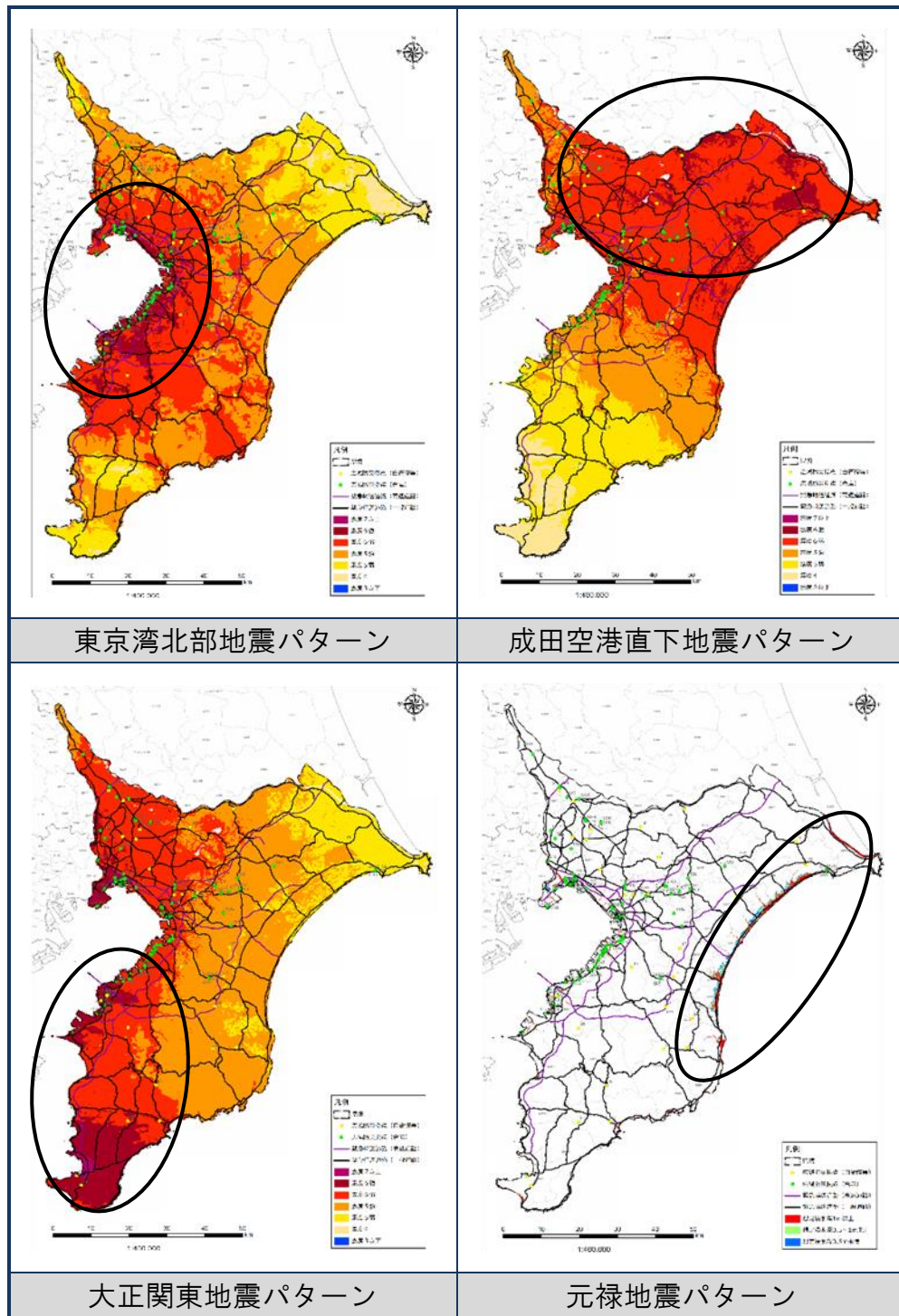


図6 想定地震

イ 要支援ゾーン及び支援ゾーンの確認

表3及び図7の7つの支援ゾーンから、強震度域（震度6強以上）又は津波浸水域が含まれるゾーン及び隣接するゾーンを選定する。

表3 支援ゾーンと各支援ゾーンの役割

支援ゾーンの区分		各支援ゾーンの主要な役割
都市型大規模 災害支援ゾーン	東葛・葛南	東葛・葛南地域への支援
	千葉中央	千葉市中央部への支援 全県下への支援
	市原・木更津	市原～君津地域への支援 県南部への支援
沿岸部地震・津 波支援ゾーン	長生・夷隅	長生・夷隅地域の地震・津波被害への支援
	海匝・山武	海匝・山武・香取地域の地震・津波被害への 支援
半島南部支援 ゾーン	館山・鴨川・勝浦	館山・鴨川・勝浦地域と海岸沿い及び山間部 の孤立地域への支援
広域支援ゾーン	成田・印西	広域に要支援地域を支援

(千葉県防災支援ネットワーク基本計画より)

(参考) 千葉県防災支援ネットワーク基本計画における支援ゾーンの考え方

1 都市型大規模災害支援ゾーン

都市機能が集積し、人口ボリュームの大きい東京湾岸及び周辺地域を支援対象とし、倒壊家屋等の救助のほか、大規模火災や危険物等災害など都市型複合災害と膨大な被災者に対応する。

2 沿岸部地震・津波支援ゾーン

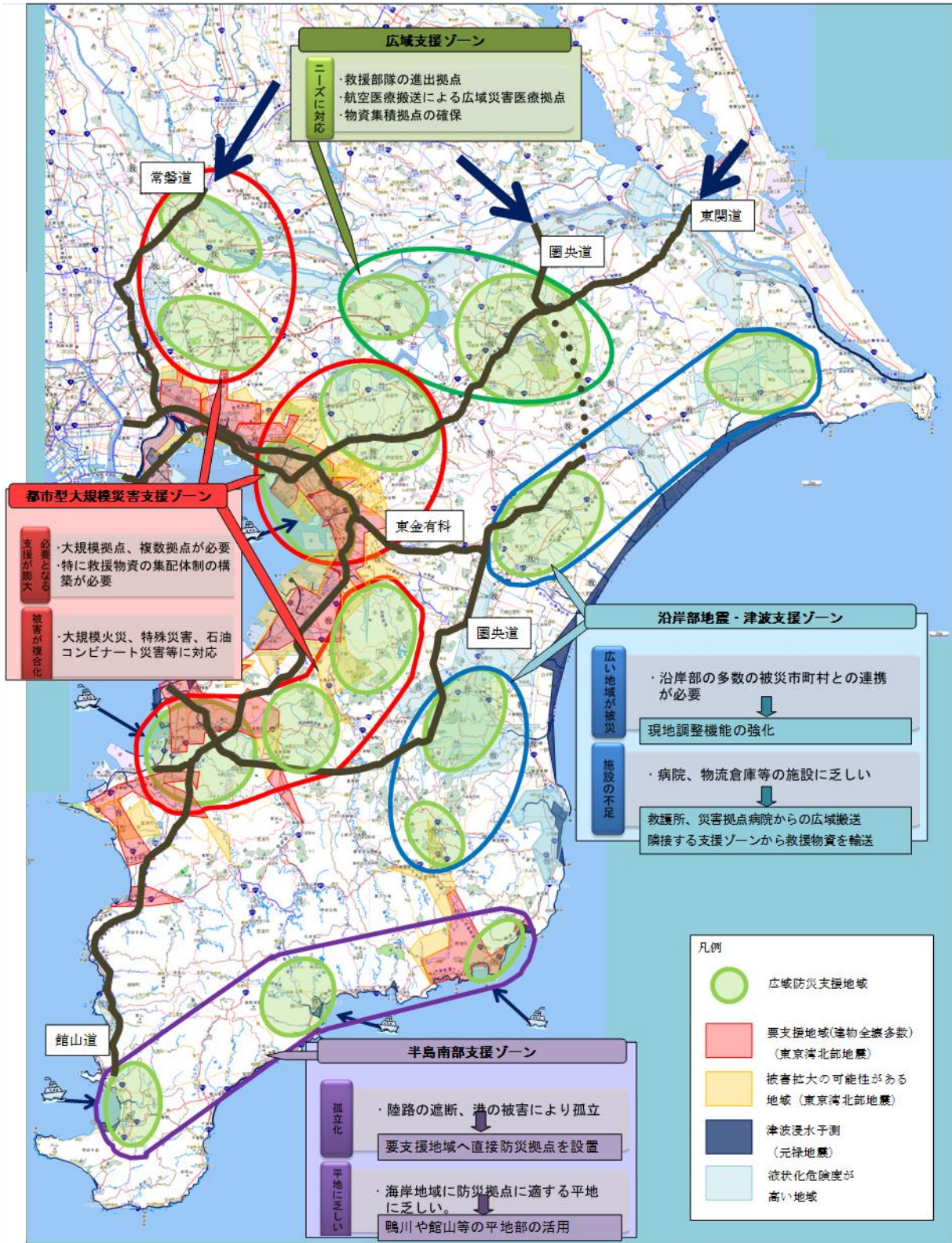
海匝・山武・香取、長生・夷隅地域を支援対象とし、特に海岸部の津波被害に対応する。

3 半島南部支援ゾーン

館山・鴨川・勝浦地域を支援対象とし、県央部から長い支援距離を克服し、かつ同地域の海岸・山間部で懸念される孤立地域に対応する。

4 広域支援ゾーン

茨城県に隣接し、東関東自動車道、圏央道を経由、あるいは、成田空港により県外からの支援の受け皿となり、道路ネットワークを利用して、房総半島外周部に予想される要支援地域を広域に支援する。



(千葉県防災支援ネットワーク基本計画より)

図7 要支援ゾーンの分布

ウ 部隊別使用可能拠点の確認及び選定

イで選定したゾーン内に所在する広域防災拠点施設（表 4）を、県災害対策本部へ派遣された各機関の連絡員等と調整の上、カルテ編の「広域防災拠点カルテ」を使用して確認し、選定する。

なお、ゾーン内の広域防災拠点施設だけでは必要面積が不足する場合には、隣接するゾーンに所在する広域防災拠点施設も含め、第 2、第 3 候補を選定する。

表4 広域防災拠点一覧（救援部隊）

支援ゾーン	カルテNo.	施設名称	所在地	施設管理者	活動部隊			備考
					自衛隊	消防	警察	
東葛・葛南ゾーン	自-1	陸上自衛隊松戸駐屯地	松戸市五香六美17	陸上自衛隊	自衛隊			
	自-2	海上自衛隊下総航空基地	柏市藤ヶ谷1614-1	陸上自衛隊	自衛隊			
	広-1	鎌ヶ谷市営陸上競技場	鎌ヶ谷市初富924-283	鎌ヶ谷市		消防	警察	
	広-2	大堀川防災レクリエーション公園	柏市篠籠田57	柏市		消防		
	広-3	県立柏の葉公園	柏市柏の葉4-1	千葉県			警察	
千葉中央ゾーン	自-3	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場	船橋市薬円台3-20-1	陸上自衛隊	自衛隊			
	自-4	陸上自衛隊下志津駐屯地	千葉市若葉区若松町902	陸上自衛隊	自衛隊			
	広-4	岩名運動公園	佐倉市岩名字姿山地先	佐倉市	自衛隊			
	広-5	四街道総合公園	四街道市和田161	四街道市		消防	警察	
	広-6	県総合スポーツセンター	千葉市稲毛区天台町323	千葉県		消防		物資集積拠点、広域災害ボランティアセンターとしての利用あり
	広-26	道の駅やちよ	八千代市米本4905-1 他	八千代市			警察	
市原・木更津ゾーン	自-5	陸上自衛隊木更津駐屯地	木更津市吾妻地先	陸上自衛隊	自衛隊			
	自-6	航空自衛隊木更津分屯基地	木更津市岩根1-4-1	航空自衛隊	自衛隊			
	自-7	海上自衛隊木更津基地	木更津市江川無番地	海上自衛隊	自衛隊			
	広-7	市原市文化の森	市原市福増130	市原市		消防	警察	
	広-8	かずさアカデミアパーク	木更津市かずさ緑足2-3-9	千葉県		消防	警察	広域災害ボランティアセンターとしての利用あり
長生・夷隅ゾーン	広-9	いすみ市文化とスポーツの森	いすみ市深谷1968-1	いすみ市	自衛隊	消防	警察	
	広-10	大多喜町B&G海洋センター	夷隅郡大多喜町大多喜486-12	大多喜町	自衛隊			広域災害ボランティアセンターとしての利用あり
	広-11	県立長生の森公園	茂原市押日816-1	千葉県	自衛隊	消防	警察	
	広-12	睦沢町総合運動公園	長生郡睦沢町上之郷1565	睦沢町	自衛隊			
	広-13	長南町陸上競技場	長生郡長南町報恩寺547-1	長南町	自衛隊			
海匝・山武ゾーン	広-14	県総合スポーツセンター東総運動場	旭市清和乙621	千葉県	自衛隊			
	広-15	旭文化の杜公園	旭市ハの250番地1	旭市		消防	警察	
	広-16	昭和の森	千葉市緑区土気町22	千葉市	自衛隊			
	広-17	松尾運動公園	山武市松尾町富士見台208-8	山武市		消防	警察	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	自-8	海上自衛隊館山航空基地	館山市宮城無番地	海上自衛隊	自衛隊			
	自-9	航空自衛隊峯岡山分屯基地	南房総市丸山平塚2-564	航空自衛隊	自衛隊			
	広-18	県立館山運動公園	館山市藤原300	千葉県	自衛隊	消防	警察	
	広-19	鴨川市総合運動施設	鴨川市太尾866-1	鴨川市	自衛隊	消防	警察	
	広-20	道の駅ふれあいパーク・きみつ	君津市笹字橋1766-3	君津市(千葉県)	自衛隊			
成田・印西ゾーン	広-21	牧の原公園	印西市牧の原5-1613-1	印西市		消防	警察	
	広-22	北羽鳥多目的広場	成田市北羽鳥139-1	成田市		消防	警察	

No.広-6	施設名称	県総合スポーツセンター		Page	1
更新時点：令和 4 年 4 月 1 日					
<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 給水設備 非常電源 (非常発電) 非常電源 (その他) トイレ 浴室 冷暖房設備 通信設備 広場・グラウンド 駐車場 ヘリポート 周辺施設 (燃料) 周辺施設 (宿泊) </div>					
所在地	〒260-0011 千葉県千葉市稲毛区天台町323			施設棟数	6 棟
	緯度	35.647645	経度	140.118084	千葉中央ゾーン
最寄インターチェンジ	①京葉道 穴川IC ②東関道 千葉北IC ③東関道 四街道IC				
施設管理者	千葉県環境生活部スポーツ・文化局競技スポーツ振興課 指定管理者：千葉県スポーツ協会・まちづくり公社グループ			電話番号	043-290-8501
施設種別	体育施設			総敷地面積	426,923 m ²
平常時の利用状況	野球場、陸上競技場などのスポーツ施設として利用			営業時間	9:00～21:00
				休業日	月曜日
災害時の指定	・広域(一時)避難場所 ・ヘリコプター臨時離発着場候補地 ・「千葉県緊急消防援助隊受援計画」における緊急消防援助隊活動拠点				
県応援受援計画の位置付け	自衛隊	消防隊	○	警察	ボランティア
					○ 物資 ○ ※車載メッセが使用できない場合に開設
屋内施設の保有設備 (該当設備のみ記入)			屋外施設		
部屋数	52 部屋	トイレ	有	名称等	広さ 平面材質 付帯施設
1部屋あたりの最大部屋面積	1,717 m ²	浴室	有 ※シャワー	硬式野球場	23,400 m ² 芝、クレール舗装 トイレ他 (*1)
給水設備	上水道	給食設備		陸上競技場	37,500 m ² 芝 トイレ他 (*1)
下水設備	公共下水道	医務室	有	補助競技場	23,000 m ² 芝 トイレ
ガス設備	都市ガス	冷暖房設備	有	ふれあい広場	6,700 m ² 土
発電設備	有	備蓄食料	(食)	軟式野球場	9,126 m ² 芝、クレール舗装
非常用電源	有	—		ソフトボール場	5,708 m ² 芝、クレール舗装
通信設備 (該当設備のみ○)				サッカー・ラグビー場	32,000 m ² 芝 トイレ
固定電話	○ IP電話	インターネット (通信)	○ 防災無線	庭球場	20,000 m ² 砂入り人工芝 トイレ
公用携帯電話	公衆無線 LAN	テレビ	○ 防災無線 (市)	名称等	広さ 駐車・駐機台数
衛星携帯電話	公衆有線 LAN	ラジオ	基地局・パラポラアンテナ	大駐車場	20,947 m ² 大型45台、中型以下1,068台
その他				大駐車場裏	15,000 m ²
県内位置図	緊急輸送道路網との関係		周辺施設		
<div style="font-size: x-small; margin-top: 5px;"> 凡例 ◀ 県外からの進入口 (高速道路) ★ 対象広域防災拠点 </div>			(1) 燃料補給所		
			(あり)・なし 災害時利用の協定 あり・(なし) (1キロ圏内にセルフちば16号SSあり)		
			(2) 宿泊施設		
			(あり)・なし 災害時利用の協定 あり・(なし) しのはら旅館		
			備考		
			・近傍に千葉動物公園がある *1：救護室、シャワー室、会議室等		

図8 広域防災拠点施設カルテの例

エ 最寄インターチェンジ及びルートの確認

カルテ編の「災害別ルート確認表」により、ウで選定した広域防災拠点施設に最も近いインターチェンジを確認し、インターチェンジから拠点までのルートを確認するとともに、通行支障の有無などの情報を収集する。その際、インターチェンジが被災等で使用できない等の場合には、千葉県緊急輸送

ネットワーク図等を使用して代替ルートを検討する。

また、ルート上に通行支障がある場合には、必要に応じて関係機関へ道路啓開や応急復旧を依頼する。

なお、首都直下地震クラスの地震が発生した場合、一般道では大規模な混乱・渋滞が発生すると懸念されることから、本計画における県外からの応援部隊受入の進出口は、県境の高速道路（アクアライン、湾岸道路、京葉道路、外環道、常磐道、東関道、圏央道）を想定することとする。



図9 県外から本県への進出口

(4) 拠点の開設

県災害対策本部応急対策班は、次のとおり拠点開設の手続き等を行う（自衛隊基地及び駐屯地はのぞく）。

ア 施設状況・利用可否の確認

(3) で選定した広域防災拠点施設の施設管理者に対して、ただちに施設利用について連絡し、「様式3 広域防災拠点施設状況報告書」を用いて施設状況（被害状況や使用状況等）の確認を行うものとする。

【様式3 広域防災拠点施設状況報告書】

イ 拠点開設要請

施設の使用が可能であることが確認できた場合には、施設管理者（市町有施設にあっては、市町災害対策本部）に対して口頭又は電話でその旨を伝達の上、メール、FAX、文書等により施設使用の要請を行う。

なお、市町へ施設使用の要請を行う場合は、「様式4 千葉県広域防災拠点開設要請書」により行う。

【様式4 千葉県広域防災拠点開設要請書】

ウ 施設の開錠依頼・利用区域確認

施設管理者（市町有施設にあっては、市町災害対策本部）に施設の開錠を要請するとともに、利用可能な区域を確認する。

エ 拠点情報等の提供

救援部隊等を派遣する防災関係機関等の長に対して、開設した広域防災拠点、活動拠点までの経路等の情報提供を行う。

(5) 職員の派遣

県災害対策本部は、救援部隊のための広域防災拠点を開設した場合には、派遣職員を連絡調整等のために派遣する。

派遣職員は、県災害対策本部から必要事項の伝達を受けた後、指定された広域防災拠点において、施設管理者及び救援部隊と施設利用に係る調整に当たるとともに、施設管理者と協力して部隊等へ使用区域、利用可能施設等の案内を行う。

また、県災害対策本部からの連絡を受け、県災害対策本部から施設管理者への情報提供等を行う。

(6) 施設管理者への情報提供

県災害対策本部応急対策班は、広域防災拠点の施設管理者（市町有施設にあっては、市町災害対策本部）に対し、救援部隊の派遣情報を連絡する。

(7) 広域防災拠点の再選定等

県災害対策本部応急対策班は、広域防災拠点開設後に部隊の活動状況等により広域防災拠点施設の変更が必要となった場合には、施設の再選定を行い、拠点開設の手続きを行う。

(8) 拠点の閉鎖及び施設の状況確認

県災害対策本部応急対策班は、おおむね広域防災拠点を利用する災害応急対策活動を終了したと認める場合には、広域防災拠点を閉鎖することとし、施設管理者に対して、速やかにその旨を連絡して閉鎖に向けた調整を行う。

施設を利用した救援部隊は、撤収する際に可能な限り原状を回復することとし、派遣職員、施設管理者、救援部隊立ち合いの下、施設の状況等を確認する。

なお、市町へ広域防災拠点の閉鎖を通知する場合は、「様式5 千葉県広域防災拠点閉鎖通知書」により行う。

【様式5 千葉県広域防災拠点閉鎖通知書】

2 医療救護活動受入

(1) 応援受入行動タイムライン

県災害医療本部は、以下のタイムラインに基づき医療救護活動の受入を行う。

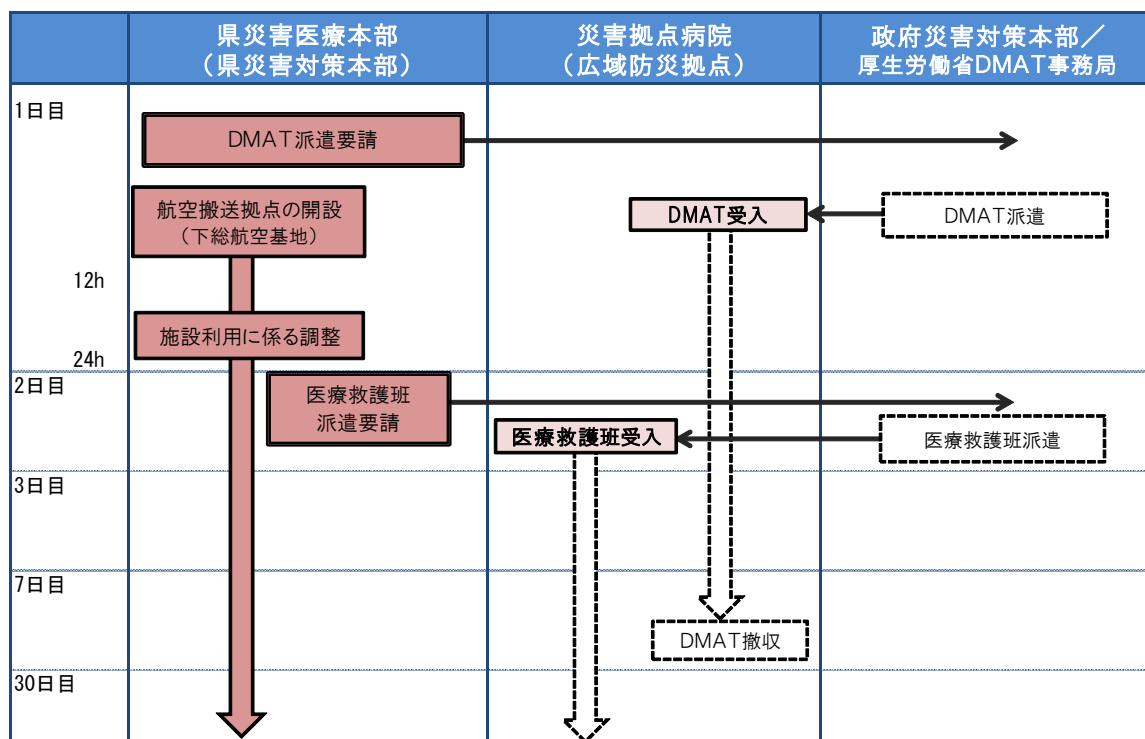


図10 医療救護活動受入タイムライン

(2) 医療救護活動における広域防災拠点

ア 災害拠点病院

県内26の災害拠点病院を医療救護活動における広域防災拠点とする。

なお、災害拠点病院におけるDMAT活動拠点本部の開設、運営は「千葉県DMAT運営要綱」に基づき行われる。

イ 航空搬送拠点

被災地からの重症傷者の航空搬送、県外からの空路を利用した医療支援に対応するための航空搬送拠点として、海上自衛隊下総航空基地を広域防災拠点とする。

また、日本医科大学千葉北総病院を「広域災害医療拠点」とし、全国から参集したドクターヘリの集結場所とするとともに、県外に重症傷者を搬送する場合の航空搬送に際して患者の症状の安定化を図るため、災害時には海上自衛隊下総航空基地内に広域医療搬送拠点臨時医療施設(SCU)を設置する。

表5 広域防災拠点一覧（医療救護）

支援ゾーン	カルテ No.	災害拠点病院	所在地	備考
東葛・葛南ゾーン	医-1	船橋市立医療センター	船橋市金杉1-21-1	
	医-2	東京歯科大学市川総合病院	市川市菅野5-11-13	
	医-3	順天堂大学医学部附属浦安病院	浦安市富岡2-1-1	
	医-4	松戸市立総合医療センター	松戸市千駄堀993-1	
	医-5	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市柏下163-1	
	医-6	東京女子医科大学附属八千代医療センター	八千代市大和田新田477-96	
	医-7	東京ベイ・浦安市川医療センター	浦安市当代島3-4-32	
	医-22	千葉県済生会習志野病院	習志野市泉町1-1-1	
	医-26	千葉西総合病院	松戸市金ヶ作107-1	
	自-2	海上自衛隊下総航空基地	柏市藤ヶ谷1614-1	航空搬送拠点
千葉中央ゾーン	医-8	千葉県救急医療センター	千葉市美浜区磯辺3-32-1	
	医-9	国立大学法人千葉大学医学部附属病院	千葉市中央区亥鼻1-8-1	
	医-10	千葉市立海浜病院	千葉市美浜区磯辺3-31-1	
	医-11	国立病院機構千葉医療センター	千葉市中央区椿森4-1-2	
	医-23	千葉市立青葉病院	千葉市中央区青葉町1273-2	
市原・木更津ゾーン	医-12	千葉県循環器病センター	市原市鶴舞575	
	医-13	帝京大学ちば総合医療センター	市原市姉崎3426-3	
	医-14	国保直営総合病院君津中央病院	木更津市桜井1010	
	医-24	千葉労災病院	市原市辰巳台東2-16	
海匝・山武ゾーン	医-15	総合病院国保旭中央病院	旭市イ1326	
	医-16	東千葉メディカルセンター	東金市丘山台3-6-2	
長生・夷隅ゾーン	—	—	—	※近隣の災害拠点病院が対応
館山・鴨川・勝浦ゾーン	医-17	安房地域医療センター	館山市山本1155	
	医-18	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	鴨川市東町929	
成田・印西ゾーン	医-19	成田赤十字病院	成田市飯田町90-1	
	医-20	日本医科大学千葉北総病院	印西市鎌刈1715	広域災害医療拠点
	医-21	千葉県立佐原病院	香取市佐原イ2285	
	医-25	東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市下志津564-1	

(3) 医療チーム派遣要請

県災害医療本部は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合、政府災害対策本部、厚生労働省及び都道府県へDMA T及び医療救護班の派遣要請を行う。

(4) 情報共有

県災害対策本部情報班は、県災害医療本部を通じてDMA T等の医療従事者に対し、災害拠点病院等の医療機関、開設中の広域防災拠点までの緊急交通路の指定状況等の移動経路に関する情報を提供する。

(5) 救援部隊との調整及び連携

県災害対策本部航空運用調整班と県災害医療本部は、ドクターヘリ要請の情

報を収集・集約し共有するとともに、医療搬送のために自衛隊や警察等のヘリコプターの支援が必要な場合には他機関との調整を図る。

また、医療搬送にあたり救急車両や自衛隊車両による支援が必要となる場合にも、県災害対策本部応急対策班と県災害医療本部において、同様に他機関との調整を図る。

(6) 職員の派遣

県災害医療本部は、航空搬送拠点（下総航空基地）における連絡調整のため、施設周辺の保健所職員を派遣する。

派遣された保健所職員は、県災害対策本部から必要事項の伝達を受けた後、航空搬送拠点（下総航空基地）において施設利用に係る調整に当たるものとする。

(7) 応援受入行動フロー

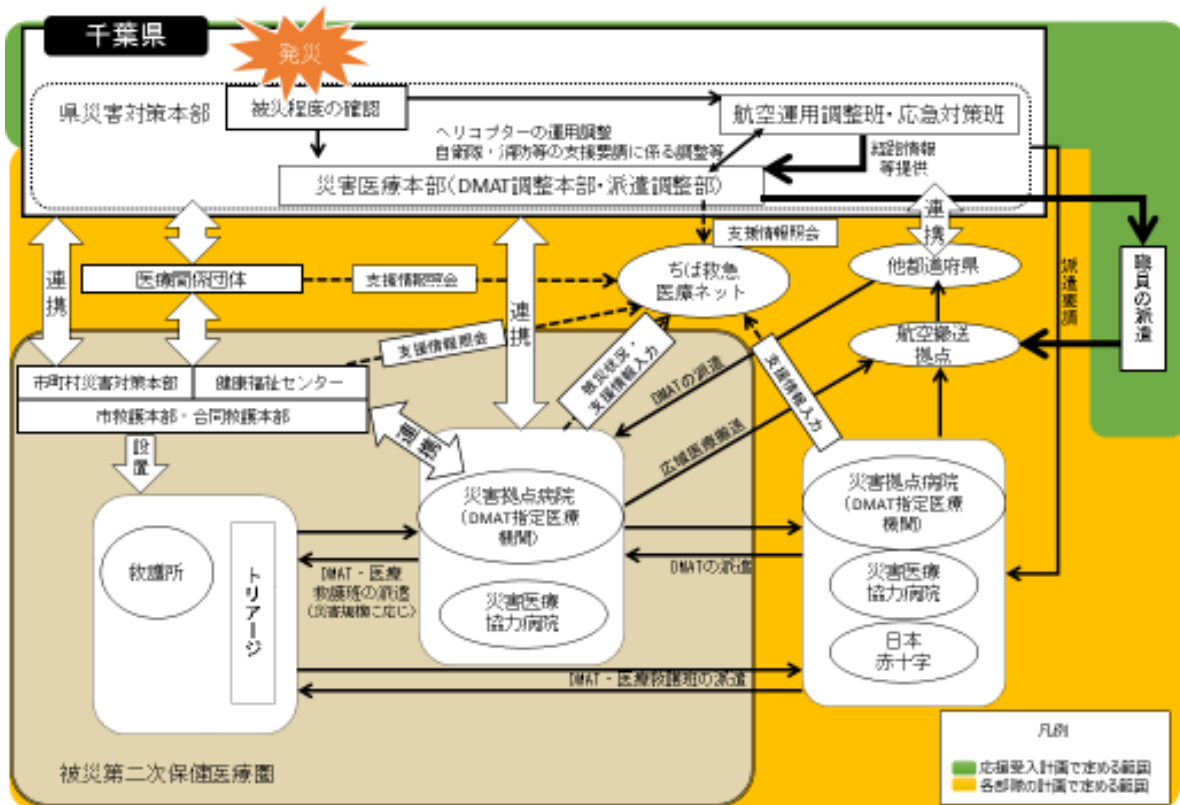


図 1 1 医療救護活動受入フロー

3 救援物資受入

(1) 応援受入行動タイムライン

県災害対策本部物資支援班は、下記タイムラインに基づいて、救援物資の受入を行う。

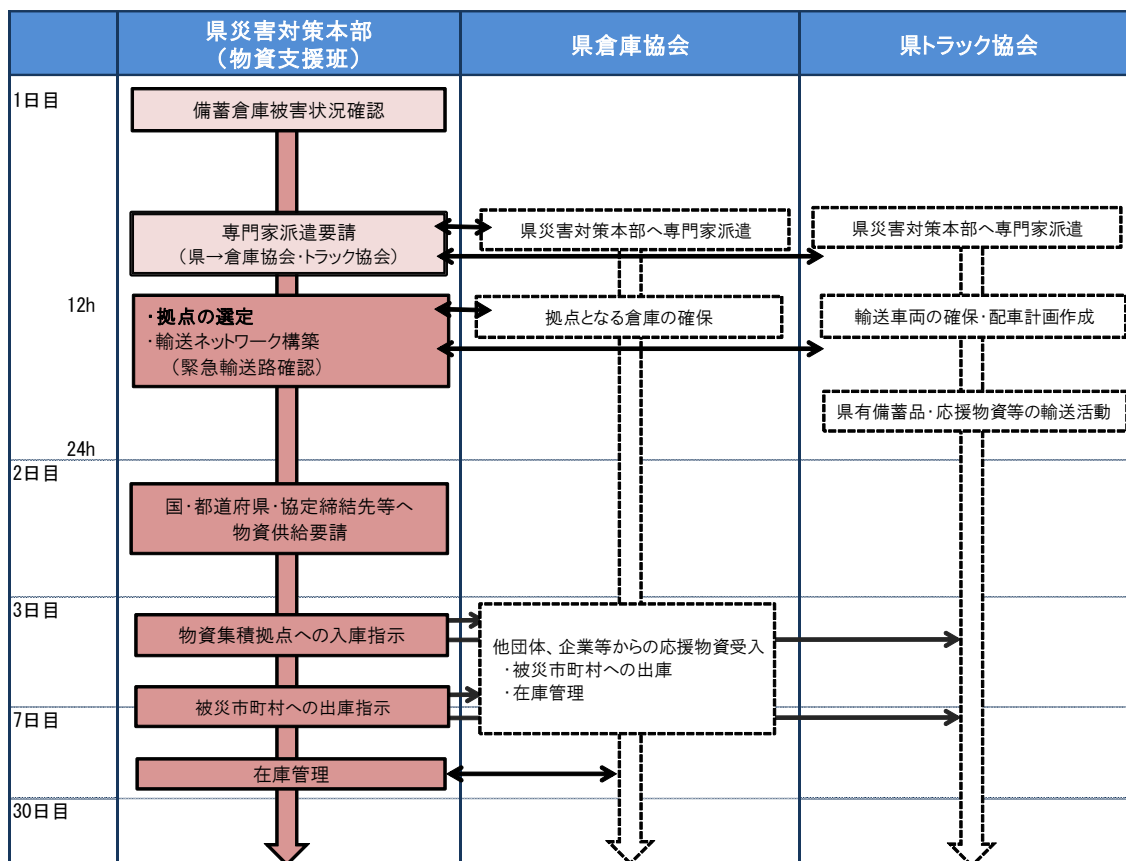


図12 救援物資応援受入タイムライン

(2) 県物資集積拠点の選定

県災害対策本部物資支援班は、国・他自治体・企業等からの支援物資の集積及び被災市町村への輸送拠点として、県物資集積拠点を開設する。

県物資集積拠点の選定にあたっては、原則、支援ゾーン内の民間営業倉庫について、県倉庫協会及び県倉庫協会の会員企業と調整を行い、県内の被害分布や交通状況等を考慮した上で、使用可能な施設を選定する。

なお、発災直後の混乱期や民間営業倉庫では一括して必要な床面積を確保できない場合等には、日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メッセ）を県物資集積拠点として選定し、さらに、日本コンベンションセンター国際展示場が使用できない場合には、県総合スポーツセンターを選定する。

また、県物資集積拠点を選定した場合は、本県へ物資支援を行う国、都道府県等に対し、拠点情報と経路情報を連絡する。

表6 広域防災拠点一覧（救援物資）

支援ゾーン	カルテ No.	施設名	所在地	備考
東葛・葛南ゾーン		(民間営業倉庫)		
千葉中央ゾーン		(民間営業倉庫)		
	広-23	日本コンベンションセンター国際展示場 (幕張メッセ)	千葉市美浜区中瀬2-1	予備
	広-6	県総合スポーツセンター	千葉市稲毛区天台町323	予備
市原・木更津ゾーン		(民間営業倉庫)		
海匝・山武ゾーン		(民間営業倉庫)		
長生・夷隅ゾーン		(民間営業倉庫)		
館山・鴨川・勝浦ゾーン		(民間営業倉庫)		
成田・印西ゾーン		(民間営業倉庫)		

※ 民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年4月に情報を更新する。

(3) 拠点の開設

県災害対策本部物資支援班は、日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メッセ）又は県総合スポーツセンターを県物資集積拠点として選定した場合は、次のとおり拠点開設の手続き等を行う。

ア 施設状況・利用可否の確認

施設管理者に対して、ただちに施設利用について連絡し、「様式3 広域防災拠点施設状況報告書」を用いて施設状況（被害状況や使用状況等）の確認を行うものとする。

【様式3 広域防災拠点施設状況報告書】

イ 拠点開設要請

施設の使用が可能であることが確認できた場合には、施設管理者に対して口頭又は電話でその旨を伝達の上、メール、FAX、文書等により施設使用の要請を行う。

ウ 施設の開錠依頼・利用区域確認等

施設管理者に施設の開錠を要請するとともに、利用可能な区域を確認する。

エ 施設運用計画の検討

県災害対策本部物資支援班は派遣を受けた物流専門家と協力し、国からのプッシュ型支援による支援物資量や利用可能な施設状況を踏まえ、県物資集積拠点の運営に必要なスペースや現場指揮者、作業員、資機材及びそれらの数量等について検討する。

オ 施設運用人員及び資機材等の手配

県災害対策本部物資支援班は、現場指揮者の派遣や資機材の調達について、千葉県倉庫協会及び千葉県トラック協会に要請する。

なお、資機材の調達が困難な場合は、建設機械リース会社等に対して調達を要請する。

カ 関係機関等への情報提供

県災害対策本部物資支援班は、物資支援を行う国、都道府県等に対し、県物資集積拠点内の物資を搬入する区画と最新の経路情報を連絡する。

また、現場指揮者の派遣や必要資機材の搬入等について、県物資集積拠点に追加連絡する。

(4) 職員の派遣

県災害対策本部物資支援班は、県物資集積拠点として開設した日本コンベンションセンター（幕張メッセ）及び県総合スポーツセンターへ、県災害対策本部事務局から連絡調整等のための職員を派遣する。

また、県物資集積拠点として開設した民間営業倉庫へは、必要に応じて連絡調整のための職員を派遣する。

派遣職員は、県災害対策本部から必要事項の伝達を受けた後、指定された広域防災拠点において、施設管理者等との施設利用に係る調整や物資の確認等に当たるとともに、施設管理者と協力して物資を搬入する民間事業者等へ使用区域、利用可能施設等の案内を行う。

(5) 施設の利用調整

県災害対策本部物資支援班は、県総合スポーツセンターを物資集積拠点として選定した場合で、救援部隊（緊急消防援助隊）による利用と重複する場合には、県災害対策本部応急対策班と施設の利用調整を行う。

(6) 施設の運用

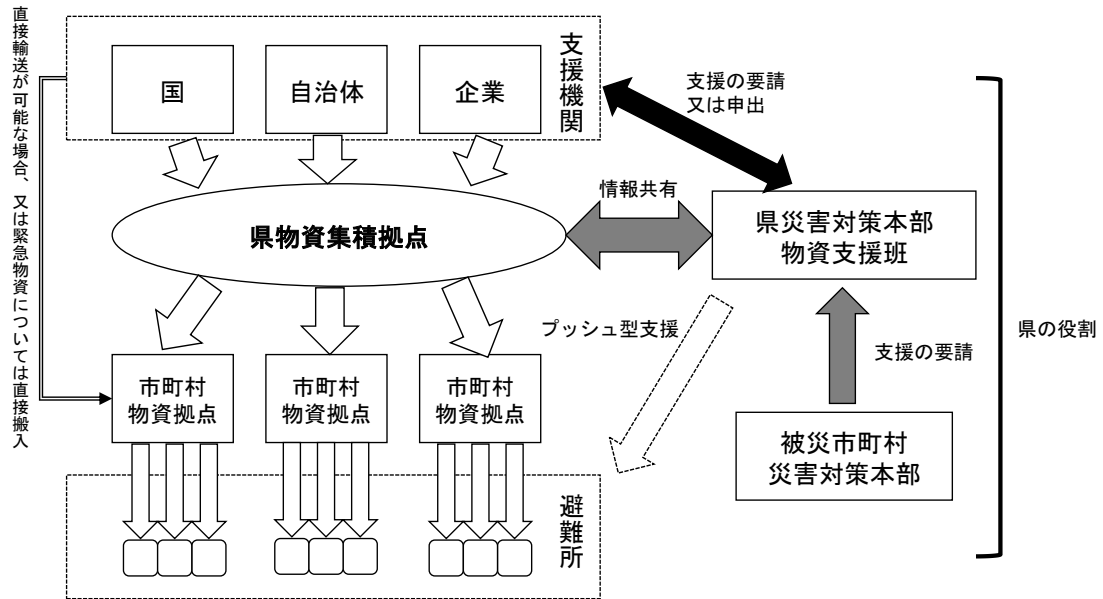
県災害対策本部物資支援班は、施設の利用調整が完了次第、「災害時における物流計画（平成25年1月）」（以下「県物流計画」という。）に従い支援物資の要請・供給の対応を行う。

(7) 拠点の閉鎖及び施設の状況確認

県災害対策本部物資支援班は、広域防災拠点として開設した日本コンベンションセンター（幕張メッセ）及び県総合スポーツセンターを閉鎖する場合には、施設管理者に対して、速やかにその旨を連絡して閉鎖に向けた調整を行う。

また、閉鎖にあたっては、可能な限り原状を回復することとし、派遣職員、

施設管理者等立ち合いの下、施設の状況等を確認する。



※市町村は避難所ニーズの把握と、避難所までの物資輸送を行う。

(県物流計画より)

図13 支援物資の要請・供給の流れ

(8) 応援受入行動フロー

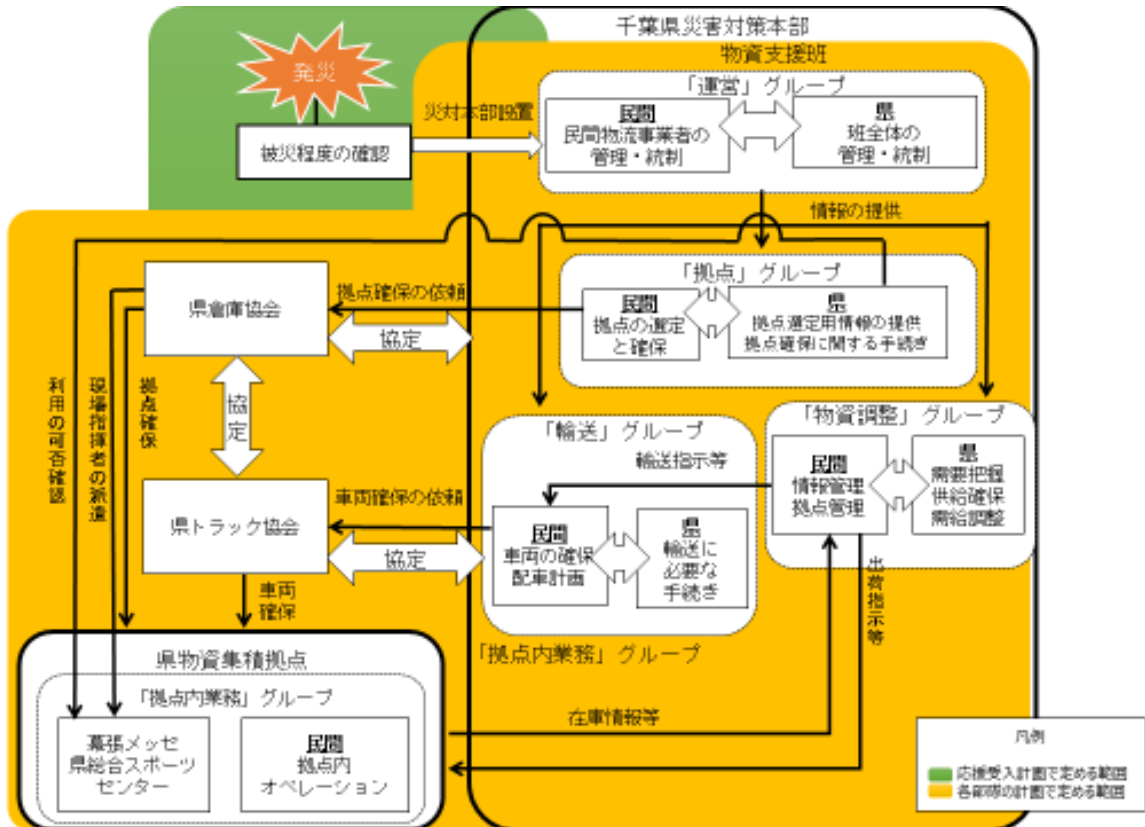


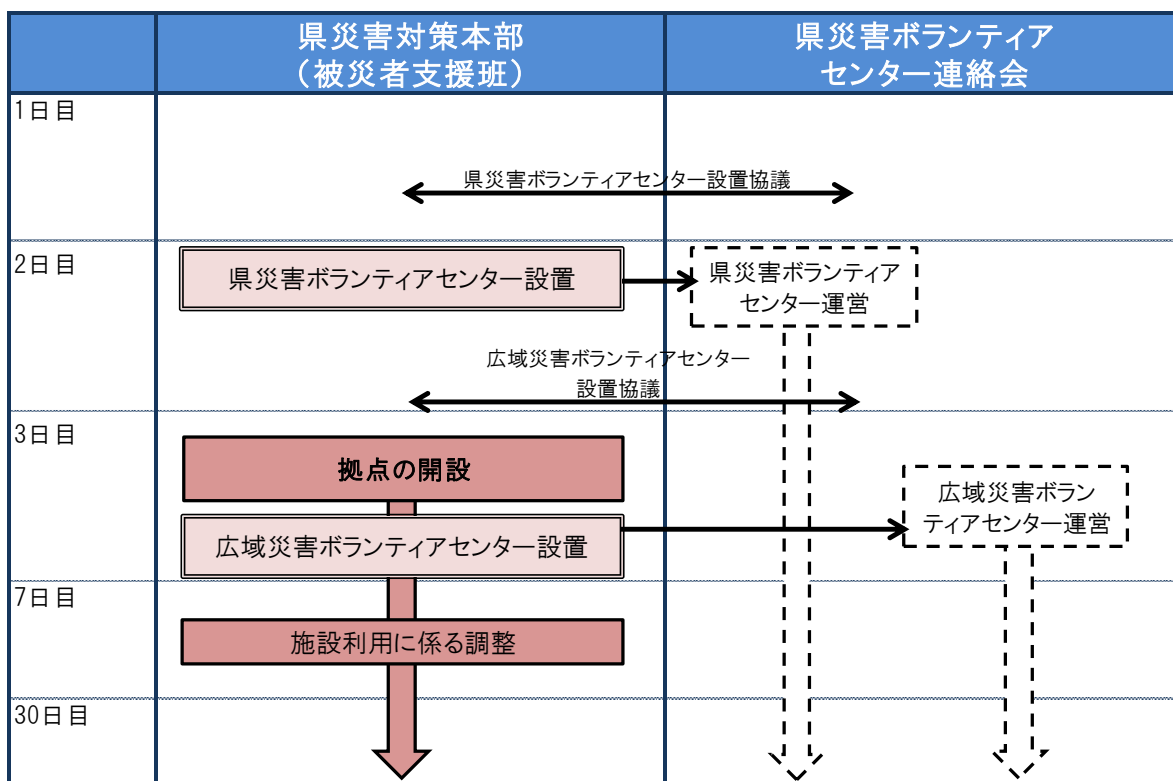
図14 救援物資受入行動フロー

4 ボランティア受入

(1) 応援受入行動タイムライン

県災害対策本部被災者支援班は、下記タイムラインを基に、ボランティア受入のための拠点の開設を行う。

なお、本計画におけるボランティア受入に係る拠点の開設・運営は広域災害ボランティアセンターが設置される場合に行われる。



※ 千葉県災害ボランティアセンターは、被災市町村に設置される「市町村災害ボランティアセンター」の活動が円滑に行われるよう後方支援実施のために設置される。

※ 広域災害ボランティアセンターは、市町村災害ボランティアセンターが設置できない場合や機能しない場合に、市町村災害ボランティアセンターの機能代替のために設置される。

図15 ボランティア受入タイムライン

(2) 拠点開設の判断

県災害対策本部被災者支援班は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会（以下「連絡会」という。）が運営を行う県災害ボランティアセンターを千葉県社会福祉センター内に設置（設置できない場合は県庁内に設置）し、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

また、市町村災害ボランティアセンターが設置できない又は運営できない場合には、連絡会と協議の上、表7の候補施設に県災害対策本部が広域防災拠点として広域災害ボランティアセンターを設置し、連絡会が運営を行う。

表7 広域災害ボランティアセンターの設置場所

広域災害ボランティアセンターの名称	支援対象地域	主な支援対象市町村	カルテNo.	施設名称	所在地	施設管理者
東葛飾広域災害ボランティアセンター	東葛・葛南地域	浦安市～船橋市	広-24	西部防災センター	松戸市松戸558-3	千葉県
千葉広域災害ボランティアセンター	千葉地域	習志野市～市原市	広-6	県総合スポーツセンター	千葉市稲毛区天台町323	千葉県
かずさ広域災害ボランティアセンター	木更津地域	袖ヶ浦市～富津市	広-8	かずさアカデミアパーク	木更津市かずさ鎌足2-3-9	千葉県
	安房地域	館山市、南房総市、鴨川市				
九十九里地域広域災害ボランティアセンター	海匠・山武・長生地域	銚子市～一宮町	広-25	さんぶの森公園	山武市埴谷1904-5	山武市
いすみ広域災害ボランティアセンター	夷隅地域	勝浦市、いすみ市、御宿町	広-10	大多喜町B&G海洋センター	夷隅郡大多喜町大多喜486-12	大多喜町

※ 印旛、香取地域については、必要に応じて千葉広域災害ボランティアセンター又は隣接市災害ボランティアセンター等を拠点とし、支援する。

(参考) 大規模災害発生時における広域災害ボランティアセンター設置の目安

- ①被災現地の被害が甚大で、一定範囲の複数市町村において、市町村災害ボランティアセンターを設置することが困難である、又は設置したが十分に機能していない状況が生じている
- ②複数の市町村から、県災害ボランティアセンターに対し、支援の要請又は広域災害ボランティアセンターの設置要請がなされている。
- ③鉄道等公共交通機関が停止し、当面復旧の目途が立っていないことから、ボランティアの交通手段が自家用車かボランティアバスに限られる。
- ④被災の規模が甚大で、被災市町村において駐車場やボランティアの宿泊場所などの確保が難しく、現地で災害ボランティアセンターを完結することが困難である。

※ 広域災害ボランティアセンターの設置にあたっては、これらの判断基準のいずれかを満たす場合に加え、被害の状況、県災害ボランティアセンターのその時点での体制、被災地支援の優先順位等を総合的に勘案して判断する。

(3) 拠点の開設

県災害対策本部被災者支援班は、次のとおり拠点開設の手続き等を行う。

ア 施設状況・利用可否の確認

(2) で選定した広域防災拠点施設の管理者に対して、ただちに施設利用について連絡し、「様式3 広域防災拠点施設状況報告書」を用いて施設状況(被害状況や使用状況等)の確認を行うものとする。

【様式3 広域防災拠点施設状況報告書】

イ 拠点開設要請

施設の使用が可能であることが確認できた場合には、施設管理者(市町有施設にあっては、市町災害対策本部)に対して口頭又は電話でその旨を伝達の上、メール、FAX、文書等により施設使用の要請を行う。

なお、市町へ施設使用の要請を行う場合は、「様式4 千葉県広域防災拠点開設要請書」により行う。

【様式4 千葉県広域防災拠点開設要請書】

ウ 施設の解錠依頼・利用区域確認

施設管理者(市町有施設にあっては、市町災害対策本部)に施設の開錠を要請するとともに、利用可能な区域を確認し、連絡会へ拠点情報と経路情報を連絡する。

(4) 職員の派遣

県災害対策本部被災者支援班は、広域防災拠点施設を開設した場合には、派遣職員を連絡調整等のために派遣する。

派遣職員は、県災害対策本部から必要事項の伝達を受けた後、指定された広域防災拠点において、施設管理者及び連絡会等と施設利用に係る調整に当たるとともに、施設管理者と協力して連絡会等へ使用区域、利用可能施設等の案内を行う。

(5) 広域防災拠点施設利用に係る調整

広域災害ボランティアセンターの設置は、災害発生後長期にわたることが想定されることから、施設管理者から当該施設を使用したい旨の要請があった場合には、県災害対策本部被災者支援班において、連絡会及び施設管理者と施設利用に係る調整を行う。

(6) 拠点の閉鎖及び施設の状況確認

県災害対策本部被災者支援班は、市町村災害ボランティアセンターの機能が回復して自律的に活動できるようになった場合には、広域災害ボランティアセンターを廃止することとし、施設管理者に対して、速やかにその旨を連絡して広域防災拠点の閉鎖に向けた調整を行う。

施設を利用した連絡会が撤収する際には、可能な限り原状を回復することとし、派遣職員、施設管理者、連絡会立ち合いの下、施設の状況等を確認する。

なお、市町へ広域防災拠点の閉鎖を通知する場合は、「様式5 千葉県広域防災拠点閉鎖通知書」により行う。

【様式5 千葉県広域防災拠点閉鎖通知書】

第3章 人的応援・受援

第1節 総論

1 本章の目的

本章は、大規模災害発生時における被災地への支援のうち、本章が対象とする人的応援・受援について、以下の場合において、円滑かつ迅速に実施するための手順等を具体的に定めることを目的とする。

- (1) 本県が被災した場合、県内被災市町村を応援するため、
 - ・ 県が職員を派遣すること
 - ・ 県の調整により、県内市町村が職員を派遣すること
 - ・ 県の調整により、他都道府県等からの職員を被災市町村に受け入れること
- (2) 他都道府県が被災した場合、当該都道府県及びその域内市区町村を応援するため、
 - ・ 県が職員を派遣すること
 - ・ 県の調整により、県内市町村が県と一体となって職員を派遣すること

2 本章が対象とする人的応援・受援

(1) 対象業務

本章が対象とする人的応援・受援は、すでに応援調整の仕組みがある専門職職員の派遣等（別表参照）では対象とならない、以下の業務に係る人的応援・受援とする。

- ・ 市町村災害対策本部運営
- ・ 避難所運営
- ・ 物資仕分け・荷卸し
- ・ 住家被害認定調査
- ・ 罹災証明書交付 等

(2) 対象時期

本章が対象とする人的応援・受援は、特に円滑かつ迅速な対応が求められる、応急対策期（おおむね3ヶ月程度）における人的応援・受援とする。

3 本章の位置付け

本章は、災害対策基本法の規定（※）、総務省の応急対策職員派遣制度に関する要綱（以下「応急対策職員派遣制度要綱」という。）及び以下の相互応援協定等（表1参照）に基づき、人的応援・受援を実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。

※ 第67条、第68条、第72条、第74条、第74条の2、第74条の3、
第74条の4

表1 相互応援協定等一覧

協定名	構成団体
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全都道府県
震災時等の相互応援に関する協定	関東地方知事会を組織する1都9県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県）
九都県市災害時相互応援等に関する協定	首都圏を構成する九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合及び九都県市構成都県市
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内市町村
災害時の支援等に関する協定	千葉県、財務省関東財務局及び財務省関東財務局千葉財務事務所

4 用語の定義

本章における各用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 応援職員

被災市町村において、本章の対象業務を応援する職員

(2) 応援要請

被災市町村からの本章の対象業務に関する応援職員の派遣要請

(3) 支援（受援）ニーズ

被災市町村における応援職員の派遣を必要とする業務、人数、期間などのニーズ

(4) 県応援職員

被災市町村に派遣される県職員

- (5) 応援市町村
被災市町村に対して応援職員を派遣する県内市町村
- (6) 市町村応援職員
被災市町村に派遣される市町村職員
- (7) 受援市町村
応援職員を受け入れる被災市町村
- (8) 応急対策職員派遣制度要綱等
応急対策職員派遣制度要綱又は相互応援協定等
- (9) 対口支援団体等
応急対策職員派遣制度要綱等により、被災市町村を支援することが決定された
他都道府県等
- (10) 対口支援団体等応援職員
被災市町村に派遣される対口支援団体等職員

5 市町村における受援体制の整備

市町村は、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月 内閣府（防災担当）策定）を参考に、本計画との整合を図った上で、早期に受援体制を整備するものとする。

第2節 県内被災の場合における人的応援・受援

1 基本方針

大規模災害発生時、被災市町村は、災害対策本部運営、避難所運営や罹災証明書交付等、本章の対象とする業務が極度に増大することにより、行政機能が低下し、応援職員が必要となる。

県は、このような状況に対応するため、被災市町村からの応援要請のほか、応援要請が困難な被災市町村に対しては、現地派遣班の派遣等により、積極的に応援の必要性を把握し、迅速に県職員を派遣することとする。

また、県職員の派遣のみでは、十分な応援が行えないと認められる場合には、県内市町村や他都道府県等から派遣された職員を円滑に受け入れることとする。

2 応援要員等名簿

防災危機管理部危機管理政策課（以下「危機管理政策課」という。）は、県職員を迅速に市町村へ派遣するため、「県内被災市町村応援要員等名簿整備要領」に基づき、県内被災市町村応援要員等名簿（以下「応援要員等名簿」という。）を整備し、原則として、初動期（当初派遣から1～2週間。以下同じ）の派遣調整に活用する。

3 県災害対策本部における人的応援・受援体制

（1）災害対策本部事務局における体制

ア 応援受援班

県災害対策本部事務局に防災危機管理部職員、総務部人事課（以下「人事課」という。）及び市町村課（以下「市町村課」という。）職員及びその他職員で構成する「応援受援班」を設置する。

なお、人事課職員及び市町村課職員が同班に配備されるのは、災害対策本部第2配備からとする。

応援受援班の主な分掌事務は次のとおりとする。

- （ア）人的応援・受援（他部において調整するものを除く）の総合調整に関すること。
- （イ）被災市町村からの応援要請の受付及び助言に関すること。
- （ウ）被災市町村における支援ニーズの把握に関すること。
- （エ）国、全国知事会、関東地方知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること。
- （オ）人的応援・受援状況の取りまとめに関すること。

イ 現地派遣班

現地派遣班の主な分掌事務は次のとおりとする。

被災市町村における支援ニーズ等の情報収集に関すること。

(2) 災害対策本部各部各班における体制

ア 総務部人事班

総務部人事班の主な分掌事務は次のとおりとする。

県応援職員の派遣可能人数の決定及び人選等に関すること。

イ 総務部市町村班

総務部市町村班の主な分掌事務は次のとおりとする。

市町村応援職員の派遣調整等に関すること。

(3) 災害対策本部支部における体制

災害対策本部支部の主な分掌事務は次のとおりとする。

人事班及び情報連絡員（以下「支部職員」という。）による被災市町村における支援ニーズ等の情報収集に関すること。

4 応援・受援の判断基準

県災害対策本部は、以下の場合に応援を実施する。

- (1) 被災市町村が単独では十分な災害対応が実施できないと見込まれ、県に対して応援要請をした場合。
- (2) 壊滅的な被害を受けたことにより、行政機能が低下し、応援要請を行う余力がないと推測される被災市町村に対して、応援要請を待つことなく、現地派遣班や支部職員等を派遣し、応援の必要性を把握した場合。

5 応援・受援手続

(1) 応援・受援手続タイムライン

県災害対策本部は、以下のタイムラインに基づき、応援職員の派遣及び受入を行う。

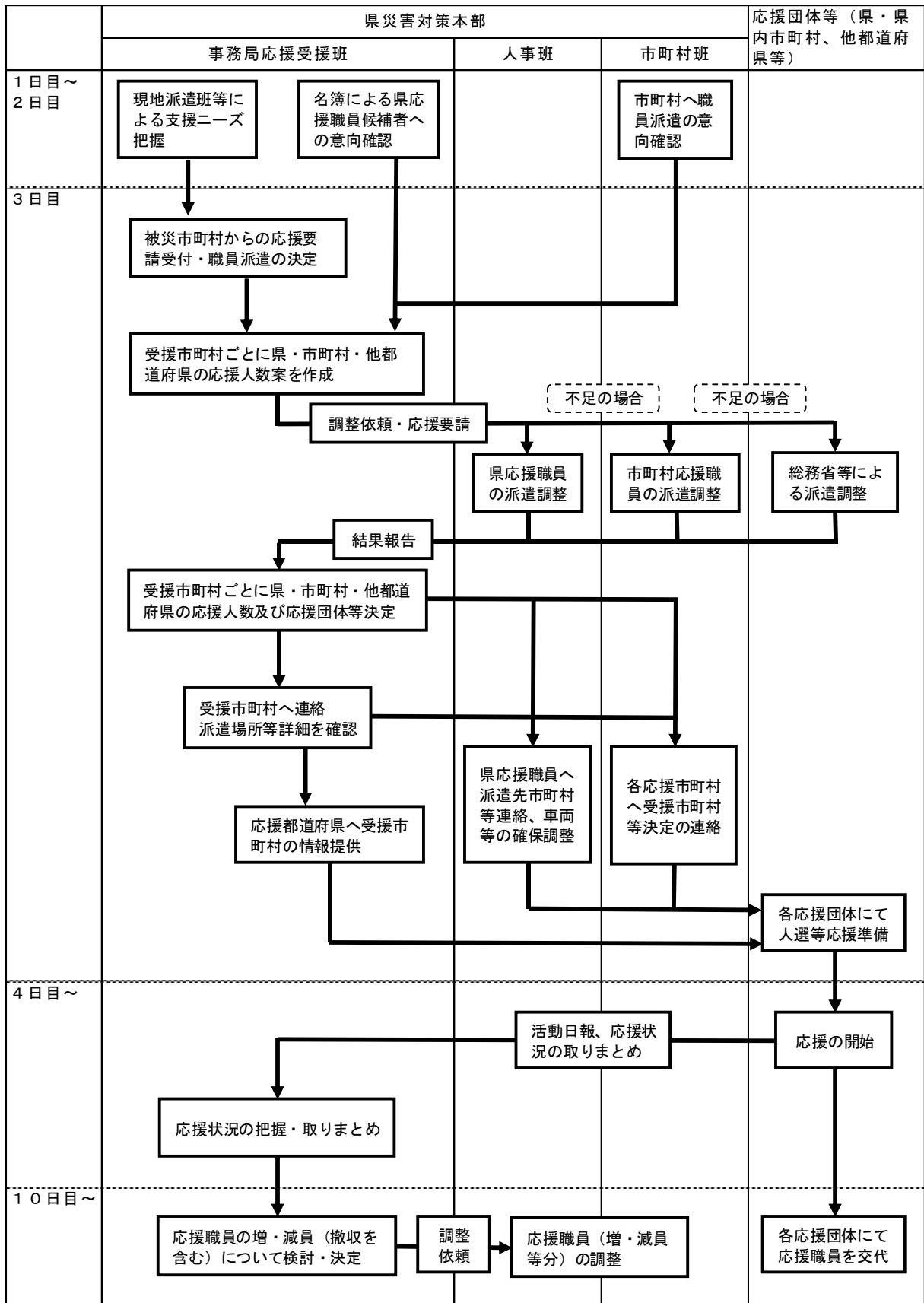


図1 応援・受援手続タイムライン

(2) 市町村行政機能チェックリストの報告

震度6弱以上の地震を観測した市町村は、原則として発災後12時間以内に、総務部市町村班に対し、千葉県防災情報システムを通じて、トップマネジメントが機能しているかなどについて、市町村行政機能チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）（様式6）により、報告する。

千葉県防災情報システムが使用できない場合には、防災FAX、防災電話等により報告する。

総務部市町村班は、報告を取りまとめ、総務省及び応援受援班に報告する。

市町村は、既に報告した内容に異動が生じた場合には、総務部市町村班に速やかに報告するとともに、総務部市町村班は総務省及び応援受援班に報告する。

また、総務部市町村班は、地震以外の災害又は震度6弱未満の地震により被災した市町村に対して、総務省の要請など必要に応じて報告を求めるものとする。

(3) 応援要請の受付及び支援ニーズの把握

ア 応援要請の受付

被災市町村は、受援担当等を設置して、受援ニーズを把握し、取りまとめ、応援受援班に対し、様式7（7-1及び7-2）により、応援を要請する。

なお、文書にて要請するいとまがない場合は、電話等により要請することができる。

イ 現地派遣班等による支援ニーズの把握

通信途絶等により、県災害対策本部が被災市町村の被災状況が把握できず、チェックリストの報告状況、震度情報ネットワークシステム、地震被害予測システム等の結果から、応援要請を行う余力がないと推測される場合、応援受援班は、応急対策班に依頼し、現地派遣班や支部職員等を被災市町村に派遣することにより、積極的に、様式7-2記載の支援ニーズを把握する。

また、状況に応じて、支援ニーズの把握のため、応急対策職員派遣制度要綱に基づき、総括支援チームの派遣の要請について検討する。

ウ 随時の支援ニーズの把握

応援受援班は、ア、イに関わらず、積極的に支援ニーズの把握に努めるものとする。

エ 応援職員の派遣決定

応援受援班は、応援要請の受付又は支援ニーズの把握により、応援職員の派遣が必要であると判断した場合には、被災市町村への応援職員の派遣を決定する。

(4) 応援職員の確保

ア 応援職員の派遣調整

(ア) 基本方針

- a 応援受援班は、原則として、震度6弱以上の地震又はそれに相当する災害が発生した場合に応援職員の派遣調整を行う。
- b 派遣する応援職員として、まず、県職員を、次いで、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づき、市町村職員を検討する。
- c bでは十分な対応ができないと見込まれる場合、応急対策職員派遣制度要綱等による応援要請を検討する。

(イ) 県応援職員の派遣調整

a 初動期における調整

応援受援班は、各部主管班(課)を通じて、応援要員等名簿に掲載された職員及びその所属に対して、被災市町村への派遣の可否等の意向確認を行い、結果を取りまとめ、総務部人事班へ提供する。

応援受援班は、総務部人事班へ、(3)で受け付けた応援要請を連絡し、派遣可能な応援職員の人数決定を依頼する。

総務部人事班は、応援要請及び意向確認の結果を考慮し、派遣可能な応援職員の人数を決定し、応援受援班へ回答する。

応援受援班は、総務部人事班へ、応援職員の選定を依頼するとともに、必要に応じて職員の選定に関する要望を行う。

総務部人事班は、応援受援班の要望を考慮し、応援要員等名簿から応援職員の選定(受援市町村、支援業務等)を行い、応援受援班へ報告する。

b 初動期後における調整

応援受援班は、総務部人事班へ、(3)で受け付けた応援要請を考慮し、派遣可能な応援職員の人数の決定及び派遣する応援職員の選定(受援市町村、支援業務等)等、派遣調整を依頼する。

総務部人事班は、派遣調整を行い、結果を応援受援班へ報告する。

(ウ) 市町村応援職員の派遣調整

a 初動期における調整

応援受援班は、総務部市町村班へ、市町村に対する職員派遣の意向調査(被災市町村への職員派遣の可否及び派遣可能人数)を依頼する。

総務部市町村班は、市町村に対し、意向調査を行い、その結果を取りまとめ、応援受援班に回答する。

応援受援班は、(3)で受け付けた応援要請、(イ)で決定した県応援職員の派遣可能人数及び上記意向調査を考慮し、受援市町村に対する応援市町村の候補案を示して、総務部市町村班へ、応援職員の派遣調整を依頼する。

総務部市町村班は、様式8に様式7を添付して、応援市町村の候補となっている市町村に対し、応援職員の派遣の可否及び派遣可能人数について照会を行う。

当該市町村は、様式9（様式9-1及び9-2）により回答し、総務部市町村班は、その回答を取りまとめ、応援受援班に報告する。

応援受援班は、報告に基づき、受援市町村に対する応援市町村を決定する。

b 初動期後における調整

応援受援班は、(3)で受け付けた応援要請及び(イ)で決定した県応援職員の派遣可能人数を考慮し、市町村応援職員の人数案を示して、総務部市町村班へ、県内市町村に対する応援職員の派遣の可否及び派遣可能人数についての照会を依頼する。

総務部市町村班は、様式8に様式7を添付して、市町村に対し、応援職員の派遣の可否及び派遣可能人数について照会を行う。

当該市町村は、様式9（様式9-1及び9-2）により回答し、総務部市町村班は、その回答を取りまとめ、応援受援班に報告する。

応援受援班は、報告に基づき、受援市町村に対する応援市町村を決定する。

(エ) 応急対策職員派遣制度要綱等に基づく派遣調整

応援受援班は、(3)で受け付けた応援要請について、(イ)及び(ウ)で決定した人数では、十分な対応ができないと見込まれる場合、応急対策職員派遣制度要綱に基づき、応援要請する。

応援受援班は、応急対策職員派遣制度要綱に基づき、対口支援団体、派遣可能人数等の連絡を受ける。

なお、応急対策職員派遣制度要綱が適用されていない場合、以下の順番で相互応援協定等に基づき、応援要請を行う。

第1順位 九都県市（関西広域連合）

第2順位 関東地方知事会

イ 受援市町村への連絡

応援受援班は、受援市町村に対し、支援を行う団体名、団体ごとの派遣人数、支援業務等を連絡する。

その際、派遣場所等、詳細を確認し、総務部総務班及び市町村班に連絡する。

(5) 応援職員の動員

ア 応援準備

応援受援班は、応援市町村及び対口支援団体等に対し、職員の装備・携帯品、現地での活動に必要な資機材、車両等の移動手段及び宿舎等を確保するよう要請する。

対口支援団体等が、宿舎を確保できなかった場合、応援受援班は、総務部市町村班へ、受援市町村の近隣市町村に対し、提供可能な宿舎について照会するよう依頼する。

応援受援班は、総務部市町村班からの回答を対口支援団体等に提供する。

イ 県応援職員の動員

総務部人事班は、応援職員に対し、(4)ア(イ)で決定した受援市町村名、支援業務、派遣場所等を連絡する。

総務部人事班は、車両等の移動手段を確保する。

応援受援班は、タクシー協会との協定を活用するなど、その確保を支援する。

応援職員は、受援市町村へ向かい、応援を開始する。

ウ 市町村応援職員

総務部市町村班は、応援市町村に対し、(4)ア(ウ)で決定した受援市町村名、派遣人数、支援業務、派遣場所等を連絡する。

応援市町村は、応援職員の人選を行うとともに、車両等の移動手段、食料等を確保する。

応援職員は、受援市町村へ向かい、応援を開始する。

エ 対口支援団体等応援職員

応援受援班は、対口支援団体等に対し、受援市町村名、派遣人数、支援業務、派遣場所等を連絡する。

対口支援団体等は、応急対策職員派遣制度要綱等に基づき、対口支援団体等応援職員の人選を行うとともに、宿舎、車両等の移動手段、食料等を確保する。

対口支援団体等応援職員は、受援市町村へ向かい、応援を開始する。

(6) 応援職員の状況把握

総務部人事班は、毎日、県応援職員の活動日報(様式10)を取りまとめ、応援受援班へ提供する。

総務部市町村班は、市町村応援職員の活動状況(人数及び支援業務)を応援状況等報告書(様式11)に取りまとめ、応援受援班へ報告する。

応援受援班は、上記に加え、総務省が取りまとめる対口支援団体等応援職員の活動状況(受援市町村、派遣人数及び支援業務等)を把握する。

(7) 応援職員の交代

応援職員の派遣期間は、原則として、1週間程度とし、総務部人事班、県内応援市町村及び対口支援団体等は、それぞれ応援職員の交代・ローテーションについて検討の上、交代を行う。

交代を行う際は、受援市町村に連絡し、支援業務に支障が生じないように、適切に引継ぎを行う。

(8) 応援職員の増減、撤収

応援受援班は、受援市町村、応援職員等から応急対策の進行状況等の情報を収集し、その情報をもとに、応援職員の増減員又は撤収案を作成する。

応援受援班は、作成した案に基づき、受援市町村、応援市町村及び対口支援団体等と調整し、受援市町村ごとに応援職員の増減員又は撤収を決定する。

応援受援班は、総務部人事班及び市町村班に対し、上記決定を連絡する。

総務部人事班及び市町村班は、(4)、(5)の規定により、必要な調整を行う。

6 受援に係るスペースの確保

国、他都道府県の現地派遣職員の活動場所として、県庁本庁舎5階大会議室を提供する。

第3節 県外被災の場合における人的応援

1 基本方針

東日本大震災、熊本地震及び平成30年7月豪雨などの大規模災害において、県外被災地からの応援要請に対する応援職員の派遣による被災地支援が必要となったところである。

今後も、地方自治体間の広域的な連携協力や相互扶助の精神に基づき、これまでの経験を踏まえて、迅速かつ円滑に応援職員を派遣することとする。

2 事前準備

(1) 先遣隊の候補者の事前選定

危機管理政策課は、あらかじめ同部の職員の中から先遣隊の候補者を人選しておくものとする。

(2) 派遣希望市町村の意向調査

危機管理政策課及び市町村課は、あらかじめ市町村に対して、派遣希望の有無について意向調査をするものとする。

3 応援方針・応援状況等の共有

防災危機管理部長は、県外で発生した大規模災害に対し、国が「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」を設置した場合若しくはこれに類する災害と認める場合、発災後速やかに、「千葉県防災対策推進会議設置要綱」に基づき、防災対策推進会議（事務局：危機管理政策課）を開催し、被災地に対する応援方針及び各部局における応援状況等を共有する。

4 応援手続

(1) 応援手続タイムライン

以下のタイムラインに基づき、応援職員の派遣を行う。

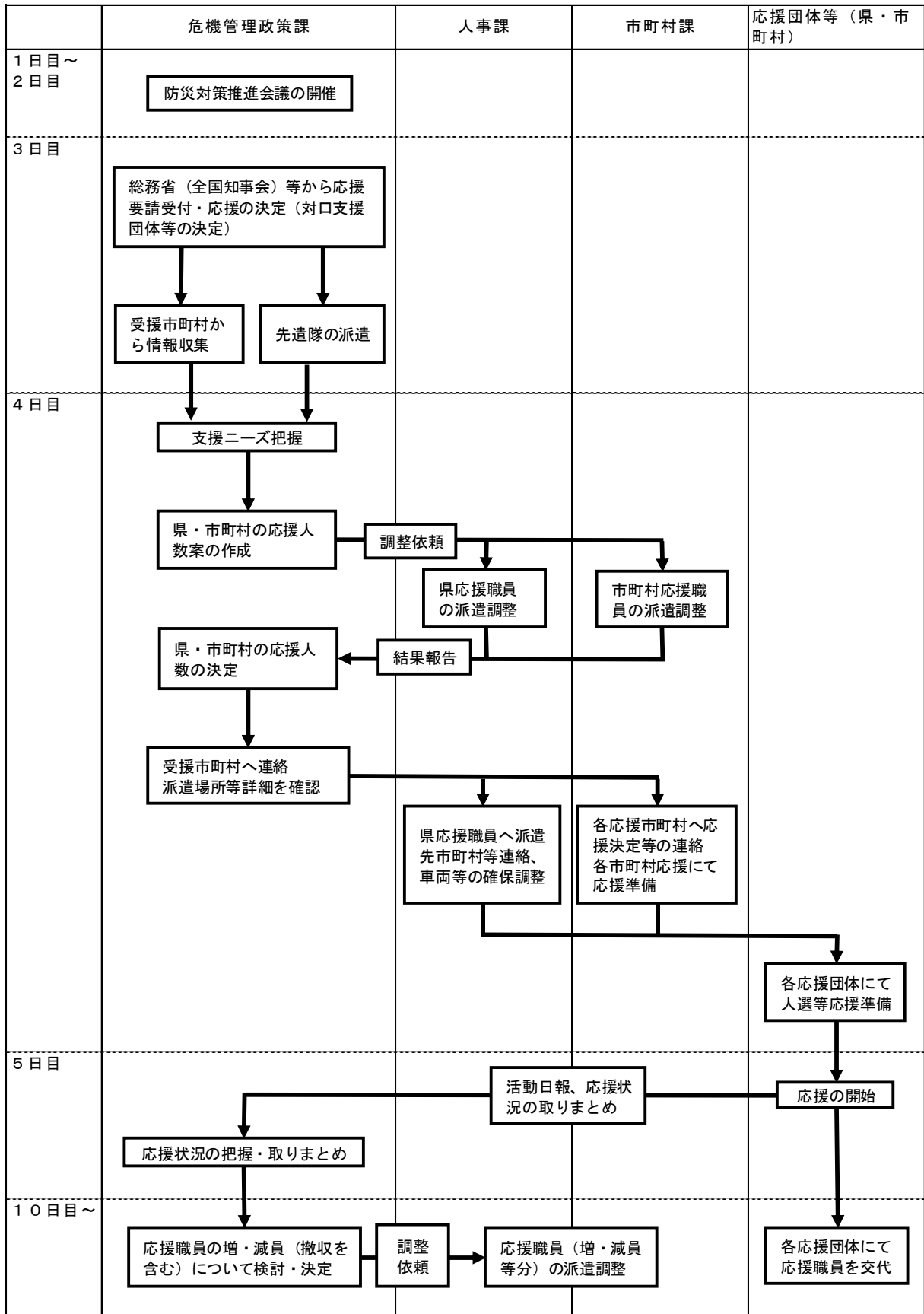


図2 応援手続タイムライン

(2) 支援ニーズの把握

ア 応援要請の受付

危機管理政策課は、応急対策職員派遣制度要綱等に基づき、応援要請を受け付ける。

イ 先遣隊の派遣等によるニーズの把握

危機管理政策課は、応急対策職員派遣制度要綱等に基づき、対口支援団体に決定された旨の連絡を受けた場合、速やかに、受援市町村に対し、先遣隊の派遣により、積極的に支援ニーズを把握する。

危機管理政策課は、先遣隊の派遣によるほか、受援市町村に対し、電話等により、積極的に支援ニーズを把握する。

(3) 応援職員の確保

ア 応援職員人数案の作成

危機管理政策課は、(2) で把握した支援ニーズに基づき、県応援職員及び市町村応援職員の人数案を作成する。

人数案の作成にあたっては、応援を必要とする人数に応じて、県職員を優先するものとする。

イ 応援職員の派遣調整

(ア) 県応援職員の確保

危機管理政策課は、アで作成した案に基づき、人事課へ応援職員の確保を依頼する。

人事課は、応援職員を確保し、危機管理政策課へ報告する。

なお、初動期においては、防災危機管理部及び総務部職員から確保するものとする。

(イ) 市町村応援職員の確保

危機管理政策課は、アで作成した案に基づき、市町村課へ市町村応援職員の確保を依頼する。

市町村課は、市町村に対し、応援職員の派遣の可否、派遣可能人数及び支援可能業務を照会し、その回答を取りまとめ、危機管理政策課に報告する。

なお、初動期においては、2(2)による意向調査の結果等に基づき、派遣を強く希望する市町村に対して、優先して照会するものとする。

ウ 応援人数の決定

危機管理政策課は、イの結果を考慮して、応援市町村並びに県及び応援市町村ごとの派遣人数を決定し、応急対策職員派遣制度要綱等に基づき、受援市町村、

受援市町村が属する都道府県及び全国知事会等へ派遣人数を報告する。
受援市町村に連絡する際には、派遣場所等、詳細について確認する。

(4) 応援職員の動員

ア 県応援職員の動員

危機管理政策課は、人事課に、(3)ウで決定した派遣人数、支援業務、派遣期間、派遣場所等を連絡する。

人事課は、派遣期間ごとに応援職員を人選し、当該応援職員に対し、各部主管課を通じて、受援市町村名、支援業務、派遣期間、派遣場所等を連絡する。

人事課は、車両等の移動手段、宿泊場所等を確保する。

応援職員は、受援市町村に向かい、応援を開始する。

イ 市町村応援職員の動員

危機管理政策課は、市町村課に(3)ウで決定された応援市町村名、派遣人数、支援業務、派遣期間、派遣場所等を連絡する。

市町村課は、応援市町村に対し、受援市町村名、派遣人数、支援業務、派遣期間、派遣場所等を連絡する。

応援市町村は、応援職員の人選を行うとともに、車両等の移動手段、宿泊場所等を確保するなど、必要な準備を行う。

応援職員は、受援市町村に向かい、応援を開始する。

(5) 応援職員の状況把握

応援職員は、毎日、人事課に活動日報(様式10)を提出する。

人事課は、活動日報を取りまとめ、危機管理政策課へ提供する。

市町村課は、市町村応援職員の活動状況を応援状況等報告書(様式11)に取りまとめ、危機管理政策課へ報告する。

危機管理政策課は、応急対策職員派遣制度要綱等に基づき、県及び応援市町村の応援状況(人数及び支援業務等)を把握する。

危機管理政策課は、必要に応じ、防災対策推進会議を開催し、取りまとめた情報を共有する。

(6) 応援職員の交代

応援職員の派遣期間は、原則として、1週間程度とし、人事課、応援市町村は、それぞれ応援職員の交代・ローテーションを検討の上、交代を行う。

交代を行う際は、受援市町村に連絡し、支援業務に支障が生じないように、適切に引継ぎを行う。

(7) 応援職員の増減、撤収

危機管理政策課は、県応援職員、受援市町村等から応急対策の進行状況、応援職員の必要性、新たな支援ニーズ等の情報を収集し、その情報をもとに、応援職員の増減員・撤収案を作成する。

危機管理政策課は、作成した案に基づき、受援市町村と調整を行う。

危機管理政策課は、調整した、応援職員の増減員・撤収案をもとに、人事課及び市町村課と調整を行い、応援職員の増減員又は撤収を決定する。

人事課及び市町村課は、(3)、(4)の規定により、必要な調整を行う。

第4節 費用負担

応援に要した経費のうち、災害救助法の対象となる経費については、同法に基づき、被災都道府県が国の負担を得て支弁する。

同法対象外の経費については、応援要請の根拠となる応急対策職員派遣制度要綱等又は災害対策基本法第92条の規定による。

第4章 その他

1 支援ヘリコプターの受入

(1) ヘリコプターの運用調整

大規模災害時には、救援活動のみならず医療緊急搬送、物資輸送等幅広い活動に従事する多数のヘリコプターが県外から派遣されるため、県災害対策本部は、自衛隊、消防、警察、県災害医療本部等と各機関のヘリコプターの運用について調整する。

(2) ヘリベースの確保

県災害対策本部航空運用調整班は、関係機関と調整し、県外から派遣されたヘリコプターの活動拠点となるヘリベースを自衛隊の基地等及び成田空港、公園、学校等（広域防災拠点を含む。）に確保する。

なお、緊急消防援助隊については、「千葉県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、千葉市消防局ヘリポート及び隣接の千葉市消防学校をヘリベースとして利用できる。

(3) ヘリコプター臨時離発着場の確保

県災害対策本部航空運用調整班は、ヘリコプターの活動のために臨時離発着場が必要な場合、関係機関と調整し、確保する。ただし、状況によりやむを得ない場合は、各機関は現地で施設管理者等と調整し、確保する。

(4) 空域統制

県災害対策本部航空運用調整班は、報道機関のヘリコプターを含め活動に従事するヘリコプターの飛行統制（NOTAMの発出を含む。）を国土交通省へ要請する。ただし、状況によりやむを得ない場合は、局地情報提供エリアの設置を自衛隊に要請することがある。

(5) 燃料補給

基本的には、各機関の計画で実施するが、緊急上やむを得ない場合は、県災害対策本部が調整する。

2 支援ヘリコプターの安全確保

支援ヘリコプターの安全確保については、「千葉県内地震における救援航空機等の安全確保要領」による。

別表<応援受援業務及び担当部署>

業 務	協定・要綱等	
	担 当 部 署 (※)	電話番号 (※)
D M A T 派 遣	千葉県災害医療救護計画 等	
	健康福祉部医療整備課医療体制整備室 災害対策本部健康福祉部災害医療班	043-223-3886 —
D P A T 派 遣	—	
	健康福祉部障害者福祉推進課精神保健福祉班 災害対策本部健康福祉部災害医療班	043-223-2334 —
D H E A T 派遣	—	
	健康福祉部健康福祉政策課健康危機対策室 災害対策本部健康福祉部総合調整班	043-223-2674 —
保健師・管 理栄養士派 遣	千葉県災害時保健活動ガイドライン	
	健康福祉部健康づくり支援課地域健康づくり班 災害対策本部健康福祉部災害保健班	043-223-2403 —
広域火葬実 施	千葉県広域火葬計画	
	健康福祉部衛生指導課生活衛生推進班 災害対策本部健康福祉部災害保健班	043-223-2627 —
災 害 廃 棄 物 処 理	千葉県災害廃棄物処理計画	
	環境生活部循環型社会推進課資源循環企画室 災害対策本部環境生活部循環型社会推進班	043-223-2645 043-223-2645
被 災 建 築 物 応 急 危 険 度 判 定 士 派 遣	千葉県震前判定支援計画	
	県土整備部都市整備局建築指導課耐震防災室 被災建築物応急危険度判定支援本部	043-223-3184 043-223-3184
被 災 宅 地 応 急 危 険 度 判 定 士 派 遣	千葉県被災宅地危険度判定実施要綱	
	県土整備部都市整備局都市計画課開発審査班 被災宅地危険度判定支援本部	043-223-3245 043-223-3245
下 水 道 施 設 応 急 復 旧 支 援	関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール	
	県土整備部都市整備局下水道課計画班 災害対策本部県土整備部下水道班	043-223-4335 043-223-3357
TEC-FORCE 派 遣依頼等	災害時相互協力に関する申し合わせ	
	県土整備部県土整備政策課政策室 災害対策本部県土整備部県土整備政策班	043-223-3378 043-223-3378

応急給水	企業局水道事業震災対策基本計画 千葉県企業局事故等対策基本計画	
	企業局水道部計画課計画・危機管理室危機管理班 (震災)千葉県企業局水道事業震災対策本部事務局	043-211-8636 043-211-8636
	(事故等)千葉県企業局水道事業事故対策本部事務局	043-211-8636
水道施設応急復旧支援	企業局水道事業震災対策基本計画 千葉県企業局事故等対策基本計画	
	企業局水道部計画課計画・危機管理室危機管理班 (震災)千葉県企業局水道事業震災対策本部事務局	043-211-8636 043-211-8636
	(事故等)千葉県企業局水道事業事故対策本部事務局	043-211-8636
救援物資供給	災害時における物流計画 千葉県大規模災害時応援受援計画	
	防災危機管理部防災対策課災害情報室 災害対策本部事務局物資支援班	043-223-2153 043-223-3425
医薬品供給	千葉県災害医療救護計画 医薬品等の確保と供給に関するマニュアル等	
	健康福祉部薬務課企画指導班 災害対策本部健康福祉部災害医療班	043-223-2614 —
広域災害ボランティアセンター設置	千葉県大規模災害時応援受援計画	
	防災危機管理部危機管理政策課復旧復興・被災者支援室 災害対策本部事務局被災者支援班	043-223-3404 043-223-3404

※上段は通常時、下段は災害時

<千葉県大規模災害時応援受援計画 カルテ編>

1 索引

- (1) 災害別拠点利用可否表
- (2) 災害別・部隊別拠点選定表
- (3) 災害別ルート確認表
- (4) 全体配置図
 - ・東京湾北部地震
 - ・大正関東地震
 - ・成田空港直下地震
 - ・元禄地震

2 広域防災拠点カルテ

- (1) 広域防災拠点
- (2) 自衛隊基地等
- (3) 災害拠点病院

「千葉県大規模災害時応援受援計画」の策定及び修正の経過

平成28年3月	千葉県大規模災害時における応援受入計画を策定
平成31年3月	千葉県大規模災害時応援受援計画に名称変更 第3章を新設
令和3年7月	「道の駅やちよ」を広域防災拠点に指定
令和3年9月	災害拠点病院の指定状況の反映
令和4年4月	組織改正（防災危機管理部危機管理政策課等）の反映
令和5年3月	広域防災拠点等の最新の指定状況の反映

千葉県大規模災害時応援受援計画 様式

広域防災拠点施設開設に係る連絡先一覧（県有施設）

年 月 日現在

【施設名： 】

1 緊急時（災害策本部設置時）

名称	種別	第1順位	第2順位	第3順位
県災害対策本部事務局	部署（担当者）			
	電話			
	FAX			
	E-mail			
	その他連絡手段			
県災害対策本部支部	部署（担当者）			
	電話			
	FAX			
	E-mail			
	その他連絡手段			
（施設名）	部署（担当者）			
	電話			
	FAX			
	E-mail			
	その他連絡手段			

2 平常時

名称	種別	第1順位	第2順位	第3順位
防災危機管理部	部署（担当者）			
	電話			
	FAX			
	E-mail			
〇〇地域振興事務所	部署（担当者）			
	電話			
	FAX			
	E-mail			
（施設名）	部署（担当者）			
	電話			
	FAX			
	E-mail			

広域防災拠点施設開設に係る連絡先一覧（市町村有施設）

年 月 日現在

【施設名： 】

1 緊急時（災害策本部設置時）

名 称		種 別	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
千葉県 災害対策本部	本部 事務局	部署（担当者）			
		電話			
		FAX			
		E-mail			
		その他 連絡手段			
	支部	部署（担当者）			
		電話			
		FAX			
		E-mail			
		その他 連絡手段			
（市町村 名） （施設名）	部署（担当者）				
	電話				
	FAX				
	E-mail				
	その他 連絡手段				

2 平常時

名 称		種 別	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
千葉県	防災危機 管理部 （課・室 班名）	部署（担当者）			
		電話			
		FAX			
		E-mail			
	〇〇 地域 振興 事務所	部署（担当者）			
		電話			
		FAX			
		E-mail			
（市町村 名） （施設名）	部署（担当者）				
	電話				
	FAX				
	E-mail				

広域防災拠点施設状況報告書（第 報）

		発信機関		送信者 (電話番号)		
1	報告日時	年 月 日 時 分				
2	報告手段	電話・FAX・メール・その他（ ）				
3	施設名					
4	施設利用の可否	施設利用が可能 ・ 施設利用不可 (施設利用不可の理由：)				
5	施設職員の状況	参集可能 ・ 参集不可能 (参集見込： 時 分 頃)				
6	施設 の 状 況	建物の状況	安全・要注意・利用不可・建物無し (状況：)			
		敷地の状況				
		ライフライン	電気	使用可・一部使用可・使用不可・未整備		
			水道	使用可・一部使用可・使用不可・未整備		
			電話	使用可・一部使用可・使用不可・未整備		
			ガス	使用可・一部使用可・使用不可・未整備		
			トイレ	使用可・一部使用可・使用不可・未整備		
		道路状況	通行可能・通行不可・う回路の有無（有・無）			
住民避難の状況	避難所等の利用 (避難場所開設 ・ 避難所開設 ・ 利用なし) 避難住民の有無 ()					
7	利用可能な通信手段	手段（ ） 番号（ ）				
8	連絡事項					

※ この報告書は、県災害対策本部からの施設状況確認依頼を受けて施設管理者又は市町村災害対策本部が作成する。

※ 発信者側からの送付が困難な場合は、県災害対策本部側で聞き取った内容を記載する。

千葉県広域防災拠点開設要請書

年 月 日

(市町村長) 様

千葉県災害対策本部長

(災害名) の発生に伴い、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づく広域防災拠点を開設しますので、千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 開設要請日時
年 月 日 午前・午後 時 分
- 2 拠点として利用する施設
施設名：
所在地：
- 3 利用期間
年 月 日 から (応援機関名) の活動が終了するまで
- 4 利用条件等
千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定の定めによる。
- 5 特記事項

千葉県災害対策本部 (班名)

担当者職・氏名：

電話：

E-mail：

千葉県広域防災拠点閉鎖通知書

年 月 日

(市町村長) 様

千葉県災害対策本部長

千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定に基づき開設した広域防災拠点について、拠点を利用した活動が終了したことから、下記のとおり閉鎖します。

記

- 1 閉鎖日時
年 月 日 午前・午後 時 分
- 2 施設名
- 3 経費負担及び原状回復等
千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定の定めによる。
- 4 特記事項

千葉県災害対策本部（班名） 担当者職・氏名： 電話： E-mail：

市町村行政機能チェックリスト

＜送付先＞千葉県市町村課 (FAX500-7028 TEL500-7216)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX03-5253-5592 TEL03-5253-5516) へ送付

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか

はい いいえ

①市町村長の安否は確認できたか

はい いいえ

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

②災害対策本部会議を定期的に行っているか

はい いいえ

③災害応急対策業務等 (例：避難所運営、物資供給) (以下「業務等」という) の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい いいえ

④広報・報道対応を円滑に行えているか (プレスリリースの定例化等)

はい いいえ

⑤特記事項

2. 業務実施体制 (人的体制) は整っているか

はい いいえ

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい いいえ

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

②職員 (一般行政) の応援派遣要請は行ったか

はい いいえ

③特記事項

3. 業務実施環境 (物的環境) は整っているか

はい いいえ

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか (停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい いいえ

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く、(原則として発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

文 書 番 号
〇〇年〇〇月〇〇日

千 葉 県 知 事 様

市 町 村 長 名 印

応 援 要 請 書

このことについて、災害対策基本法第68条及び災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第3条第2項に基づき、別添のとおり応援を要請します。

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

※本様式は、初回要請時のみ提出し、以降は随時、応援要請内訳書（様式1-2）のみ提出してください。

※本様式を作成するいとまがないときは、電話等により県に要請し、後日速やかに文書を提出してください。

様式7-2(応援要請内訳書)

被災市町村名	年 月 日	被災市町村窓口	
		担当者	
		担当者名	
		電話番号	
		FAX番号	
		E-MAIL	

県以外の地方公共団体への要請	
要請先団体名	期 間
要請業務	人 数

被災市町村名	年 月 日	被災市町村窓口	
		担当者	
		担当者名	
		電話番号	
		FAX番号	
		E-MAIL	

No.	期間(※)	業務	人数(※)	主な業務実施場所	左記までの交通手段	特記事項
1	～					
2	～					
3	～					
4	～					
5	～					

※見込みを含む。

県 使 用 欄

文 書 番 号
〇〇年〇〇月〇〇日

各 市 町 村 長 様

千葉県知事 〇〇 〇〇 印

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第3条
第2項に基づく応援要請について（依頼）

このことについて、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
第3条第2項に基づき、別添のとおり応援の要請がありましたので、被災市町村を
応援いただきますようお願いします。

つきましては、同協定第4条第2項に基づき、受諾の可否について、様式9により、
回答をお願いします。

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

文 書 番 号
〇〇年〇〇月〇〇日

千 葉 県 知 事 様

各 市 町 村 長 印

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第3条
第2項に基づく応援要請について（回答）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇号にて要請がありましたこのことについて、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第4条第2項に基づき、別添のとおり回答します。

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

様式9-2(応援等内訳書)

市町村名	年月日

応援の可否

県以外の要請による応援

担当
担当部署
担当者名
電話番号
FAX番号
E-MAIL

応援可能な場合、以下への記載をお願いします。

No.	期間	業務	人数	特記事項
1	～			
2	～			
3	～			
4	～			
5	～			

県使用欄

活動日報

年 月 日 ()

活動者	活動者 *所属・職・氏名を記載 FAX : 043-〇〇〇-〇〇〇〇
活動場所 連絡者	*当該場所の所在地や、当該勤務所の責任者（連絡先）等を記載
活動内容	*時系列に整理するなど、簡潔に記載
特記事項	*勤務先周辺の生活環境や他団体の活動、その他、気付いた事項について記載
連絡事項	*翌日への備忘録、後任への引き継ぎ事項、県への報告事項等について記載

様式 11 (応援状況等報告書)

〇〇年〇月〇日(〇)現在

応援市町村名	
担当部署	
担当課長	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

受援市町村	要援人数及び 要援人数	本市が援養されている人数 (＝現地でも養育に必要とした要人数(①)) (②)						本市が援養されていない人数 (＝現地で養育に必要とする予定の要人数(③)) (④)						要援事項 (「その他」の内訳、要援人数に対する要援状況、全体の要援要請の見込み等)											
		要援人数		行状要口		その他	要援人数		行状要口		その他	要援人数													
		要援人数	要援人数	要援人数	要援人数		要援人数	要援人数	要援人数	要援人数															
		要援人数	要援人数	要援人数	要援人数	要援人数	要援人数	要援人数	要援人数	要援人数	要援人数	要援人数	要援人数												
〇〇市町村																									

※1 例えは、神戸市が兵庫県西宮市に要援、本市が兵庫県西宮市に要援し、本市が10人の要援で要援に必要としている場合、「本市が援養されている人数」の合計欄には、10人と記入してください。
 ※2 担当中に人員が交代する場合は、交代前と交代後の人員を合計した人数を計上してください。